

東京地方裁判所 令和●●年(〇〇)第●●号 所得税更正処分等取消請求事件

国側当事者・国(京橋税務署長)

令和5年3月16日棄却・確定

判 決

原告	甲
同訴訟代理人弁護士	吉村 浩一郎
同	武原 宇宙
同訴訟復代理人弁護士	松岡 亮伍
被告	国
同代表者法務大臣	齋藤 健
処分行政庁	京橋税務署長 佐野 崇之
上記指定代理人	別紙1 指定代理人目録のとおり

主 文

- 1 原告の請求をいずれも棄却する。
- 2 訴訟費用は原告の負担とする。

事実及び理由

第1 請求

- 1 京橋税務署長が原告に対して令和元年8月30日付けでした原告の平成26年分の所得税及び復興特別所得税(以下単に「所得税等」と総称する。)についての更正のうち総所得金額9万2千200円、納付すべき税額マイナス(還付金の額に相当する税額があることをいう。以下同じ。)2万4千800円を超える部分及び過少申告加算税賦課決定を取り消す。
- 2 京橋税務署長が原告に対して令和元年8月30日付けでした原告の平成27年分の所得税等についての更正のうち総所得金額0円、納付すべき税額マイナス5万2千330円を超える部分及び過少申告加算税賦課決定を取り消す。
- 3 京橋税務署長が原告に対して令和元年8月30日付けでした原告の平成28年分の所得税等についての更正のうち総所得金額10万3千400円、納付すべき税額マイナス4万4千705円を超える部分及び過少申告加算税賦課決定を取り消す。
- 4 京橋税務署長が原告に対して令和元年8月30日付けでした原告の平成29年分の所得税等についての更正のうち総所得金額20万3千800円、納付すべき税額マイナス1万6千253円を超える部分及び過少申告加算税賦課決定を取り消す。
- 5 京橋税務署長が原告に対して令和元年8月30日付けでした原告の平成30年分の所得税等についての更正のうち総所得金額18万4千800円、納付すべき税額マイナス1万9千812円を超える部分及び過少申告加算税賦課決定を取り消す。

第2 事案の概要

本件は、国際司法裁判所（以下「ＩＣＪ」という。）の裁判官であった原告が、その勤務に報いるものとして国際司法裁判所規程（以下「ＩＣＪ規程」という。）に基づきＩＣＪ退職後に受けていた恩給（以下「本件恩給」という。）について、非課税である前提でその所得を計算して平成２６年ないし平成３０年分（まとめて以下「本件各年分」という。）の所得税等の確定申告をしたところ、処分行政庁（京橋税務署長）から、本件恩給は非課税ではなく雑所得に該当するとして、本件各年分の更正処分（以下「本件各更正処分」と総称し、単年分の更正処分については「平成２６年分更正処分」などという。）及び過少申告加算税賦課決定処分（本件各更正処分と併せて以下「本件各処分」と総称する。）を受けたことから、本件各処分の取消しを求める事案である。

1 関係法令の定め等

（１）本件に係る所得税法及びＩＣＪ規程の定めは別紙２－１及び２－２に記載したとおりである（なお、別紙２－２のＩＣＪ規程につき、正文は英語及びフランス語であることから、日本語訳に英語正文及びフランス語正文を併記している。）。

（２）ア 所得税法３５条１項は、雑所得とは、利子所得、配当所得、不動産所得、事業所得、給与所得、退職所得、山林所得、譲渡所得及び一時所得のいずれにも該当しない所得という旨規定し、同条２項は、雑所得の金額は、その年中の公的年金等の収入金額から公的年金等控除額を控除した残額と、その年中の雑所得（公的年金等に係るものを除く。）に係る総収入金額から必要経費を控除した金額の合計額とする旨定める。

また、同条３項柱書き及び２号は、同条２項に規定する公的年金等とは、恩給（一時恩給を除く。）及び過去の勤務に基づき使用者であった者から支給される年金という旨規定している。

イ 所得税法９条は、所得に該当し得るものであっても社会政策上の見地から非課税とすべきものを列挙しているところ、同条１項８号は、政令で定める国際機関に勤務する者であって、政令で定める要件を備えるものについては、その勤務により受ける給与等につき非課税となる旨規定する（なお、上記「政令で定める国際機関」としては、所得税法施行令２３条及び昭和４７年大蔵省告示１５２号において、「犯罪の防止及び犯罪者の処遇に関するアジア及び極東研修所」及び「東南アジア貿易投資観光促進センター」の２法人が指定されている。）。

また、所得税法９条１項８号の適用に当たっての留意事項を定めた所得税基本通達９－１２は、前記国際機関以外の国際機関からその職員が受ける給与についても、国際連合の特権及び免除に関する条約５条１８項（ｂ）（課税の免除）、専門機関の特権及び免除に関する条約６条１９項（ｂ）（課税の免除）、アジア開発銀行を設立する協定５６条２（課税の免除）等の条約上の規定により非課税とされる場合があるものとしている。もっとも、上記各条約にも退職年金を非課税とする規定はなく、また、退職年金を非課税とすべき事由もないとして、これらの国際機関から受給する退職年金については実務上課税の対象となっている（甲６）。

（３）ＩＣＪ規程３２条１ないし５は、ＩＣＪの各裁判官、裁判所長及び次長並びにＩＣＪ規程３１条に基づき選定される裁判官が、それぞれ、年俸、手当及び補償を受ける旨定め（なお、同条６は、裁判所書記の俸給について定める。）、同条７は、ＩＣＪの裁判官及び書記に恩給を支給する条件は、総会（国際連合（以下単に「国連」という。）総会を指す。）が採択する

規則によって定める旨を規定している。また、同条8は、「以上の俸給、手当及び補償」につき、全ての租税を免除されるべき旨定めている。

なお、上記のICJ規程32条の定めは、ICJの前身としての位置付けにある、国際連盟の機関として設けられた常設国際司法裁判所（以下「PICJ」という。）に関する事項につき定める常設国際司法裁判所規程（以下「PICJ規程」という。）32条の規定を、形式的な文言の修正を除きほぼ引き継いでいるところ、PICJ規程32条とICJ規程32条の規定内容を対照したものは、別紙2-3のとおりである。また、ICJ規程32条8に相当する規定は、PICJ規程が1929年に改正された（常設国際司法裁判所規程の改正に関する議定書及び附属書（Protocol concerning the Revision of the Statute of the Permanent Court of International Justice, with Annex）・乙13の2。これによる改正を以下「1929年改正」という。）際に設けられたものであるところ、1929年改正の前後におけるPICJ規程32条を対照したものは、別紙2-4のとおりである。

2 前提事実（争いのない事実、顕著な事実並びに掲記の証拠〔枝番号のあるものは枝番号を含む。〕及び弁論の全趣旨により容易に認められる事実）

（1）ICJについて

ICJは、昭和20年に国際連合憲章（以下「国連憲章」という。）及びこれと一体を成すICJ規程に基づき設立された、オランダのハーグに所在する国連の主要な司法機関であり、国際法に従って、国家から付託された国家間の紛争を解決し、並びに正当な権限を与えられた国連の主要機関及び専門機関等から諮問された法律問題について勧告的意見を与えるという役割を担っている。

日本は、昭和29年4月2日、ICJ規程の当事国となった。

ICJは、ICJ規程に従って組織された上で任務を遂行することと定められ、15名の裁判官で構成されている。

（2）原告について

原告は、昭和●年2月から平成●年2月までの●年間にわたり、ICJ裁判官を務めた。

なお、当該在職期間は、歴代のICJ裁判官の中でも●●である。

（3）本件恩給の受領について

原告は、ICJを退任した後、前記（2）の勤務に報いるものとして、ICJ規程に基づき国連の年次予算から本件恩給を受領している。原告が本件各年分につき受領した本件恩給の額は、別紙3（後記3の被告主張に係る課税の計算及びその根拠）末尾の別表1ないし5のとおりである。

（4）本訴に至るまでの経緯

ア 原告は、処分行政庁に対し、本件各年分の所得税等について、いずれも本件恩給に係る所得を含めず、法定申告期限までに確定申告をした（乙1の1ないし1の5）。

イ 処分行政庁は、原告に対する所得税等の調査を実施し、本件各年分につき原告が本件恩給を受給していることを把握した。

ウ 処分行政庁は、上記調査の結果、本件恩給は原告の本件各年分の雑所得に該当すると判断し、令和元年8月30日付けで本件各処分をした（甲1の1ないし1の5）。

エ 原告は、令和元年10月21日、国税不服審判所長に対し、本件各処分の取消しを求めて審査請求をしたところ、同所長は、令和2年7月1日付けで、原告の審査請求を棄却する旨の裁決を行い、同裁決は、同月7日付けで原告に送付された（甲2、弁論の全趣旨）。

（5）本件訴訟の提起

原告は、令和2年12月29日、本件訴訟を提起した。

3 被告の主張する税額等

被告が、原告の本件各年分の所得税等に関して主張する課税の計算及びその根拠は、別紙3に記載のとおりである。原告は、後記4の争点に関する部分を除き、その計算の基礎となる金額及び計算方法を明らかに争わない。

4 争点

本件各処分の適法性（具体的には、本件恩給が非課税とされるべきか否か）

5 当事者の主張

争点に関する当事者の主張の要旨は、別紙4記載のとおりである。

第3 当裁判所の判断

当裁判所は、本件恩給はいずれも所得税法上の雑所得に該当するものであって非課税とはならないから、このことを前提とする本件各処分にも誤りは認められず、その取消しを求める原告の請求はいずれも棄却すべきものと判断する。以下、その理由について述べる。

1 判断枠組み

- （1）前記第2の1（2）アのとおり、所得税法上、「恩給（括弧内省略）及び過去の勤務に基づき使用者であつた者から支給される年金」は、課税の対象となる雑所得を構成する「公的年金等」に含まれる（35条2項1号、同3項2号）。そして、前記第2の1（3）及び前提事実（3）のとおり、本件恩給は、ICJ裁判官であつた原告が、その職を退任した後に、恩給について定めるICJ規程32条7に基づきICJから支給されているものであるから、所得税法35条3項2号にいう「恩給」又は「過去の勤務に基づき使用者であつた者から支給される年金」に該当する。
- （2）他方、前記第2の1（2）イのとおり、居住者が過去に勤務していた国際機関から受領する金銭については、所得を構成するものであってもこれを非課税とすべき場合があり、かつ、その中には、所得税法を始めとした我が国の国内法に明文の規定がある場合にとどまらず、我が国が締結した条約により非課税とすべきことが義務付けられる場合も含まれるものと解される（憲法98条2項）。
- （3）本件恩給の支給の根拠となるICJ規程は、国連憲章と不可分一体を成すものとして当事国である国家間で締結された文書であつて、上記（2）にいう条約に該当する。したがって、ICJ規程、具体的には「俸給、手当及び補償」につき租税を免除すべき旨定めるその32条8の文言が、本件恩給を含むICJの元裁判官が受給する恩給を非課税とすべき趣旨であるものと解釈されたとすれば、本件恩給は非課税とされるべきことになる。

そして、ICJ規程は、条約法条約2条1（a）にいう「条約」に該当するから、その文脈によりかつその趣旨及び目的に照らして与えられる用語の通常の意味に従って誠実に解釈を行い（条約法条約31条1）、かつ、文脈とともに、条約の適用につき後に生じた慣行であつて、条約の解釈についての当事国の合意を確立するものを考慮すべきである（同条3（a）及び（b））。さらに、当該解釈により得られた意味を確認するため又はその規定によ

る解釈によっては意味があいまい若しくは不明確である場合等には、補足的な手段として、条約の準備作業及びその締結の際の事情に依拠することができる（３２条）。

以上を踏まえ、本件において、まず、ＩＣＪ規程３２条８の文脈によりかつその趣旨及び目的に照らして与えられる用語の通常の意味に従った解釈として、本件恩給が免税対象に含まれるかを検討する。なお、前記第２の１（３）のとおり、本件で問題となるＩＣＪ規程３２条８に相当する規定はＰＩＣＪ規程の１９２９年改正において設けられたものであるところ、条約の締結の際の事情に関連して１９２９年改正前後における議論状況につき、また、当事国の合意を確立する慣行に関連して各国におけるＩＣＪ規程３２条８の適用状況等につき、それぞれ問題となるところ、主として説示上の便宜のため、時系列に従ってこれらの点につき事実認定を行った上でＩＣＪ規程の文言の検討を行い、しかる後に上記事実認定に照らして文言の検討結果につき必要な範囲で検証を行うこととする。

２ 認定事実

（１）ＰＩＣＪ規程の１９２９年改正前後における議論状況について

ア 国際連盟には、最終的な意思決定機関である総会の下に理事会が置かれていたほか、専門的な観点からの検討や助言を行う補助的機関が設けられていた。補助的機関の報告は、国際連盟理事会又は国際連盟総会の下に置かれた委員会（以下「総会委員会」という。）に提出されるなどした後に国際連盟総会において採択されることで、国際連盟における意思決定の内容となっていた。（乙１４の２、甲３５の１ないし２、弁論の全趣旨）

イ ＰＩＣＪ規程は、１９２０年１２月の国際連盟総会において採択された。１９２１年９月の総会までにＰＩＣＪ規程を採択する議定書が過半数の国際連盟加盟国により批准され、当該議定書が発効するに至った（乙１６の２）。

ウ １９２４年９月３０日の国際連盟総会において、「（ＰＩＣＪ裁判官の）手当及び俸給はあらゆる税を免除されなければならない。」旨が決議された。同決議は監督委員会（上記アにいう補助的機関である。甲３２の２、３３の２）によって提案されたものであるが、この提案の基となった、１９２０年に総会によって採択されたＰＩＣＪの組織に関する監督委員会の報告書には、「様々な国における課税により彼らの俸給が影響を受ける度合いが異なることを中立化することで、（ＰＩＣＪの）全ての裁判官に対して、同等の地位を確保するため、委員会は、全ての俸給及び手当は免税されるべきと提案した。しかしながら、総会の決定は、異なる国において適用される会計法に対して、効力がないかもしれないことから、国際連盟は裁判所の裁判官に対して、彼らが支払わなければならないであろう租税については、補てんすべきことが提案された。」との記載が含まれていた。（乙１４の２、１５の２）

エ １９２８年９月２０日の国際連盟総会において、ＰＩＣＪ規程の再検討が決議されたことに伴い、同年１２月１３日、国際連盟理事会により、ＰＩＣＪ規程の改正につき検討し、その内容を報告することを目的として、「常設国際司法裁判所規程に関する法律家委員会」（以下「法律家委員会」という。なお、法律家委員会も、前記アの補助的機関として位置付けられる（弁論の全趣旨）。）が設置された（乙１６の２）。

オ １９２９年３月１１日から１９日まで開催された法律家委員会の会合において、要請を受けた監督委員会委員長は、１９２９年改正に係るＰＩＣＪ規程３２条の草案及び同条の規程に基づくＰＩＣＪの所長、次長及び裁判官の俸給を定める決議の修正案を提出した。

後者の内容には、P I C J 裁判官への年俸、所長への特別交付金、次長への一日当たりの勤務手当の額の具体的な定めとともに、「俸給、交付金、手当は全て租税を免除される。」との旨が含まれていた。(乙 2 4 の 2)

カ 1929 年 9 月 14 日、P I C J 規程の 1929 年改正が国際連盟総会によって採択された。もっとも、各国の批准が遅れたため、1929 年改正後の P I C J 規程は 1936 年 2 月にようやく発効した。(乙 1 3 の 2、1 6 の 2)

なお、1929 年改正に併せて、常設国際司法裁判所の常任裁判官及び書記に対する恩給の支給に関する規則(以下「P I C J 規則」という。)の改正も国際連盟総会で採択された(乙 1 4 の 2)。

キ 1930 年 9 月 25 日、国際連盟総会において、1929 年改正の発効前に 1929 年改正の本質的な趣旨を確保するための検討の結果として第一委員会が 5 件の決議を採択するよう提案するに際し、同委員会を代表して、乙氏が、P I C J 裁判官の恩給に関し、「当委員会の関心を特に引いた点は、俸給や手当に関する規則が、これらをあらゆる税から免除すると規定している一方で、1924 年及び 1929 年の文言いずれにも、恩給(年金)について同様の規定がないことである。」旨指摘した上で、上記ウの監督委員会の報告書の内容を「次の一節に注目する。」と述べて引用し、「第一委員会としては、この問題の正式な解決をペンディングとしつつ、…(上記報告書の)一節に示された一般的原則が遵守されることを期待する。」との報告を口頭で行った。

なお、同報告において、乙氏は、P I C J 規則に、寡婦及び子への手当の支給に関する規定がないことについても指摘した。

その後、国際連盟総会議長は、第一委員会の上記決議を採択し、その際、「第一委員会を代表して乙氏が行った発言を総会ではしかるべく留意する、と私が付け加えれば、私は総会の意向を解釈していることになると考える。」との内容の宣言を作成した。

(乙 1 4 の 2)

ク 国際連盟理事会は、P I C J 規則が作成されたことを踏まえ、1931 年 1 月の会合において、監督委員会に対し、前記キの乙氏の報告において第一委員会が提起した問題について検討するよう要請した(乙 1 5 の 2、2 2 の 2)。

監督委員会は、同年 2 月 9 日及び 10 日に開催された会合において当該問題につき審議し、上記ウの国際連盟総会決議の内容に触れた上で、「監督委員会としては、したがって、裁判官が職務を果たしている間についてのみ、このように課税からの免除のための根拠として前面に出されている平等性の考え方が当てはまると、これまでもずっと考えてきたし、また、現在も考えている。一たび、彼らが私的な生活へと引退すれば、かつて高位の国際的地位を占めていた者に対して、彼らが生活する国の他の国民よりも、彼らに利益をもたらす特権を与える理由は何もないと思われる。」との内容の報告書(監督委員会報告書)を作成した(乙 1 5 の 2)。

監督委員会報告書は、理事会を通じて国際連盟総会(第 12 回)に提出されたが、時間の制約から十分な審議は行われなかった。総会委員会の一つである第四委員会は、監督委員会報告書につき、寡婦及び遺児への恩給の付与及び疾病恩給の点に特に留意するよう指示した上で、監督委員会に差し戻した。(乙 2 2 の 2、乙 2 7 の 2)

ケ 監督委員会は、1932 年 4 月 25 日から 30 日までの間に開催された会合において上

記の問題につき再度審議し、租税の免除の問題については、監督委員会報告書において既に意見を述べているので、これに言及するにとどめる旨の報告書を作成した（乙22の2、乙27の2）。

当該報告書は、総会委員会である第四委員会を通じて国際連盟総会に提出され、1932年10月17日付けで採択された。

同総会の決議内容の議事録には、「監督委員会から検討のために提出された様々な報告書の結論について、本報告書の第五章で言及する問題に関するものを除き、採択する」との記載があるところ、「第五章で言及する問題」の中には、租税の免除に関する問題は含まれていない。

（乙28の2）

（2）歴代ICJ所長の書簡における宣言

歴代のICJ所長は、一貫して、ICJ裁判官に支払われる恩給が免税の対象となるか否かにつき、ICJ規程32条8にいう「以上の俸給、手当及び補償」のうち同条7にいう恩給は「手当」に含まれると解すべきこと等を理由に、これを肯定すべき旨の見解を表明している（甲9の2ないし12の2）。なお、PICJの下で、当時のPICJ所長も同旨の見解を表明していた（甲9の2）。

（3）ICJ規定の当事国におけるICJ規程32条7及び同条8についての解釈に関する状況

ア 外務省による照会の結果

外務省が、2000年以降ICJ裁判官を輩出している26か国に対し、在外公館を通じて、ICJ規程32条7に基づきICJの元裁判官が受領する恩給が同条8にいう租税免除の対象となるべき「俸給、手当及び補償」に含まれるものと解釈しているかについて調査したところ、これを否定する趣旨の回答をしたと解されるものが6か国（フランス、オランダ、ニュージーランド、ブラジル、スロバキア及びドイツ）、これを肯定する趣旨の回答をしたと解されるものが2か国（メキシコ及びハンガリー）、その他関連情報について回答があったものの、ICJ規程32条8の解釈については回答がなかった国が5か国（マダガスカル、ベネズエラ、ヨルダン、ロシア及び英国）であった（乙11）。

イ 英国における課税実務

英国において、1946年から1955年までの間ICJ裁判官の地位にあり、うち3年間はICJ所長も務めた丙が受領する年金につき、内国歳入庁が課税対象とされる旨の見解を有していたのに対し、大法官が、財務大臣に対し、法律顧問の意見を徴するよう求める書簡を送付するなどしたところ、当該法律顧問の見解も踏まえて、内国歳入庁が、丙への請求を放棄することを決定するという出来事があった。

なお、大法官の上記書簡においては、1947年枢密院命令14項が、裁判官として受け取った全ての報酬（a l l e m o l u m e n t s）につき所得税の免除を享受する旨規定することや、ICJが、恩給がICJ規程32条8にいう「以上の俸給、手当及び補償」に該当するものとして免税の対象となる旨の見解を有していることが指摘され、大法官自身も当該解釈は成立し得ると思われるものとの見解を示す記載の一方で、複数箇所にわたり、大法官として法律問題に特段の見解を述べるものではないとの趣旨の記載がある。（甲27の1の2ないし27の4の2）。

ウ フランス及びオランダにおける国内裁判所による判決の内容

フランス及びオランダにおいて、いずれも、元 I C J 書記であった人物が受領する恩給につき行政当局による課税がされたとの経緯の下で、その課税の適法性が訴訟において争われた事案があるところ、それぞれの最上級審であるフランス国務院（1997年6月6日判決）及びオランダ最高裁判所（2009年1月16日判決）は、いずれも、I C J 規程32条8の文言に照らし、上記恩給は免税の対象とならず、歴代 I C J 所長のこれと異なる宣言は上記文言に対抗し得ない旨の判断を示している（また、オランダ最高裁判所は、以上に加え、I C J 規程32条8の目的は、I C J がその責務を独立して遂行する上でその書記に対して税制上の特権を含む特権及び免除を付与することが有益であるとの点にあるところ、現に I C J の書記としての地位を有していない者との関係でその居住国の租税を課したとしても I C J の独立性に影響はないことも理由として挙げている。）。なお、それぞれの下級審においても、上記と同様の判断が示されていた。（乙9の2、10の2及び21の2）

3 検討

- (1) I C J 規程32条8は、租税を免除されなければならない対象を、「俸給、手当及び補償」(salaries, allowances, and compensation: traitements, allocations et indemnités)と規定する。そして、32条の他の各規定には、「俸給」と同一の単語（「年俸」(I C J 規程32条1。annual salary: traitement annuel)及び「俸給」(同条6。salary: traitement))、「手当」と同一の単語（「特別の年手当」(同条2。special annual allowance: allocation annuelle spéciale)、「特別の手当」(同条3。special allowance: allocation spéciale)、「補償」と同一の単語（同条4。compensation: indemnité)がそれぞれ用いられていることからすれば、これらがいずれも I C J 規程32条8にいう「俸給、手当及び補償」に該当すべきことは疑いがない。他方、同条7において用いられている「恩給」(retirement pensions: pensions)と同一の単語は、32条8の文言には含まれていない。かかる I C J 規程32条の規定ぶりに照らせば、I C J 規程32条8が免税の対象とする「俸給、手当及び補償」に同条7の「恩給」は含まれていないものと解するのが、条約法条約にいう用語の通常解釈として自然なものである。
- (2) これに対し、原告は、I C J 規程32条8は「手当(allocation)」という文言を用いているところ、恩給について定める同条7のフランス語正文において、恩給が支給されることを「allouées」(「手当」という用語の動詞形である「allouer」という単語の受身形)と表現しており、フランス語や英語の辞書においても「恩給」を「手当」の一種と説明しているものが複数見受けられること、恩給の支給について定めた I C J 規程32条7は、免税について定める同条8の規定の直前に置かれている上、同条8は「以上の(The above)俸給、手当及び補償」を免税の対象として指示していることをもって、条約法条約に従った同条8の文理解釈として、租税免除の対象となる「手当」には同条7にいう「恩給」が含まれるべきである旨主張する。

しかし、前記(1)のとおり、「俸給」、「手当」及び「補償」のそれぞれの文言が I C J 規程32条1ないし6において現れた後に、同条8において「俸給、手当及び補償」を免税

の対象とする旨定める同条の文脈に照らせば、ここでいう「手当」とは、社会通念上「手当」の語句に相当するような金銭一般を意味するのではなく、同条2及び3で「手当」（「特別の年手当」及び「特別の手当」）と規定された具体的な金銭を指していると解釈するのが自然である（これは「俸給」及び「補償」に関しても同様である。）。よって、「恩給」が「手当」の一種に該当する旨の説明が辞書においてされていることから直ちに、I C J 規程32条8にいう「手当」に「恩給」が含まれていると解することはできない。加えて、同条1から7の一連の規定がI C J 裁判官及び書記に対して支給される報酬等の種別、決定主体及び決定手続についての国連組織内におけるいわば内部的な規律を定めているのに対し、同条8の名宛人は主としてI C J 裁判官及び書記の国籍国であり、国連にとってはいわば外部的な規律を定めているものと解されることからすると、同条7と同条8の順序を入れ替えることは規定ぶりの並びにおいてはやや不自然であるともいえ、同条8の位置からその租税免除の対象に同条7の「恩給」が含まれる（そのような解釈を避けたかったのであれば同条7と同条8を入れ替えれば足りたはずである）との原告の主張は、その前提においていささか無理があるといわざるを得ない（なお、フランス国务院の前記2（3）ウの判決も、I C J 規程32条8の「文言それ自体」（*les termes mêmes*）から恩給はその対象に含まれないと解しており、同条7のフランス語正文において恩給が支給されることが「*allouées*」と表現されていることなどに特段留意してはいない。）。

上記のとおり、I C J 規程32条8における「俸給、手当及び補償」に含まれていない「恩給」は、租税を免除されるべき対象とはなっていないものと解すべきであり、かかる解釈は、同条8の英語正文冒頭に「*The above*」との文言があること（そもそもフランス語正文には同様の文言はない。）や、同条7のフランス語正文において恩給が支給されることを「*allouées*」と表現されていること（そもそも英語正文については同様の説明はできない。）によっても左右されない。

- (3) そして、I C J 規程32条についての前記のような解釈は、前記2（1）において認定したP I C J 規程の1929年改正の際の議論とも整合的であり、ひいては、かかる議論状況自体からも、P I C J 規程及びI C J 規程の起草者意思は、恩給を租税免除の対象に含めないとの内容であったことを示唆するものであると解される。

すなわち、同キのとおり、1930年の第一委員会報告において、乙氏は、1929年改正後のP I C J 規程等が、俸給、手当については免税の規定を設けているのに対し、恩給（年金）については「同様の規定がない」旨の指摘をしているところ、これは正に、乙氏においても「手当」と「恩給」とは異なる概念であり、かつ、P I C J 規程32条8の「手当」には「恩給」が含まれていないと解釈していたことの証左であって、前記（1）の解釈が一般的なものであることを裏付けているものといえる。そして、乙氏の報告を踏まえた国際連盟理事会の要請を受けた監督委員会も、「恩給」に免税の趣旨を及ぼす必要はない旨の報告書を提出し、その内容が国際連盟総会において採択された（前記2（1）ク及びケ）上で、上記の1929年改正に係るP I C J 規程32条にも特段の変更が加えられることはなく、その内容がI C J 規程に引き継がれた際も、技術的な文言の修正等を除いた変更は行われなかった（前記第2の1（3））というのである。こうした経緯にも照らせば、P I C J 規程のみならずI C J 規程においても、32条8の「俸給、手当及び補償」が同条7の「恩給」を含むものとは解されず、かつ、起草者も、かかる趣旨で、あえて「恩給」を「俸給、手当

及び補償」から除外したものと解するのが相当である。

これに対し、原告は、前記２（１）キの国際連盟総会において、乙氏が、同ウのとおり１９２０年及び１９２４年に採択された「全ての俸給及び手当は免税されるべき」との一般的原则が恩給にも妥当すべきであるとの意見を有していたところ、その報告後、第一委員会の決議を採択するに当たり、国際連盟議長が「第一委員会を代表して乙氏が行った発言を総会にはしかるべく留意する、と私が付け加えれば、私は総会の意向を解釈していることになる」との内容の宣言を作成していることからすれば、乙氏の上記意見は国際連盟総会においても採択されたものと評価すべきとの前提に立ち、恩給は「手当」の一種として免税の対象に含まれていると解釈されるべきであると主張する。また、前記２（１）クの監督委員会の報告書については、同委員会は技術的な組織にすぎず、その報告書等において表明された意見は国際連盟総会で採択されない限り何らの効力も有しないものであるところ、国際連盟総会において監督委員会報告書の内容を積極的に容認していたことをうかがわせる事情は何もないから、その内容が採択されたとは解し得ないなどと主張する。

しかし、上記の国際連盟議長による宣言は、乙氏が行った発言を総会にはしかるべく留意する（肯定も否定もしない）というものにすぎず、そもそも上記発言が恩給も租税を免除されるべきであるとの意見を含むものなのか否かも明確ではないから、恩給も免税の対象とするものと解釈すべき旨をいうものとは直ちには解されず、原告の主張には飛躍があるといわざるを得ない。そもそも、１９２９年改正後のＰＩＣＪ規程３２条８の文言上、「俸給、手当及び補償」が「恩給」を含むものではなく、その結果、通常の解釈によれば恩給が租税免除の対象とならないことは、乙氏の指摘によっても明らかであったのであるから、国際連盟の意思として真にこれを問題視し、恩給を租税免除の対象とすべきと考えていたのであれば、端的にＰＩＣＪ規則において「恩給」が租税免除の対象に含まれていることが明確になるよう定めるか、少なくとも現状のＰＩＣＪ規程３２条８の文言が「恩給」を含むとの解釈が可能であり、かつ、そうすべきであるとの方向性を示した上で、監督委員会に検討を行うよう指示することなどが考えられる。しかし、実際には、前記２（１）ク及びケのとおり、国際連盟理事会からの監督委員会の要請に対し、同委員会が作成した監督委員会報告書のうち、恩給には租税免除の趣旨が及ばないのが相当である（換言すれば、ＰＩＣＪ規程３２条８にいう「俸給、手当及び補償」に「恩給」は含まれないと解釈される）旨の部分は、総会委員会においても国際連盟総会においても、少なくとも明確に否定されることなく、そのまま国際連盟総会における採択に至っているのである。かかる経緯に照らせば、国際連盟においては、恩給につき、一律にＰＩＣＪ規程において租税免除の旨を定める必要はなく、各加盟国の国内法上の扱いに委ねることでの足りるとの意思を有していたものと解すべきであり、このことは、ＰＩＣＪ規程を引き継いだＩＣＪ規程においても同様であると解さざるを得ない。

そうすると、結局、原告の主張のうち、ＰＩＣＪ規程の起草者において、恩給を免税とすべきとの意思を有していたとの部分は採用することができない。

（４）以上に加え、前記（１）の解釈は、国際的な機関における免税規定の趣旨にも整合する。

すなわち、一般には、国際機関の特権免除が認められる趣旨は、個々の加盟国の管轄権行使による干渉を排除して当該国際機関の設立目的の実現及び個別具体的な任務の遂行がいずれも独立性を保った上でされる必要があるとの要請によるものと解されるところ、かかる要請を課税の局面において担保するための一つの方策として、国際機関の職員の職務の対価と

して支払われる金銭に対し、当該職員の属する国のいかににかかわらず、平等にその支給がされるようにすることが考えられる。ＩＣＪ規程３２条８も、上記の観点から、ＩＣＪ裁判官が在職中にその職務を行うことの対価として発生する「俸給、手当及び補償」（前記（１）及び（２）のとおり、これは、３２条１ないし６で定められる「俸給」、「手当」及び「補償」を指すものと解するのが相当である。）については租税を免除すべきであるとして明示しているのに対し、同条７にいう「恩給」は退職後に支給されるものであり職務自体の対価とは明らかに性質を異にするがゆえに、「俸給、手当及び補償」とは同列に扱われる必要までではないとして、あえて３２条８に掲げていないものと解するのが合理的である。

- （５）さらに、上記（１）のような解釈は、他の条約における規定とも整合するものである。すなわち、海洋法に関する国際連合条約に基づき設立され、海洋法に関する国際紛争の解決を担うＩＴＬＯＳにつき定めたＩＴＬＯＳ規程１８条の文言は、ＩＣＪ規程３２条のそれとほぼ同一であり、同条８も、ＩＣＪ規程３２条８と同様、「俸給、手当及び報酬は、すべての租税を免除される。」旨定めるほか、ＩＴＬＯＳ規程１０条には、ＩＣＪ規程１９条と同様、ＩＴＬＯＳの裁判官がその任務に当たり特権及び免除を享有する旨の定めも存在する。ここで、上記のＩＴＬＯＳ規程１０条にいう特権及び免除の範囲及び内容を具体化する趣旨で設けられたと解されるＩＴＬＯＳ特権・免除協定１１条３には、明示的に、「締約国は、法廷の元構成員及び元職員に支払われる年金又は恩給を所得税から免除する義務を負わない。」旨の規定があるところ、かかる定めは、ＩＴＬＯＳ規程１８条８にいう「俸給、手当及び報酬」に、「恩給」が含まれないことを前提に、「恩給」を課税対象とすることが妨げられない旨を確認的に定めるものと理解できる（他方、ＩＴＬＯＳ規程１８条８が裁判官に対する恩給を所得税から免除する旨を定めているとすれば、その派生規範であると解されるＩＴＬＯＳ特権・免除協定においてこれと反する規定を設けることができるはずはない。）のみならず、これとほぼ同様の租税免除及び特権等に対する規定を置いているＩＣＪ規程１９条及び３２条の解釈としても、ＩＣＪ裁判官等の有する特権は飽くまでその在任中にのみ享受されるべきものであり、退職後に受領する「恩給」については、特権の及ぶ対象とする必要はない、すなわち、課税の対象となる「俸給、手当及び補償」には含まれていないとみることに整合的である。

これに対し、原告は、ＩＣＪ規程にＩＴＬＯＳ特権・免除協定１１条３のような規定が置かれていないのは、ＩＣＪは国連の中心的な司法機関として他の国際裁判所とは異なる特別かつ枢要な地位にあるがゆえに、その構成員たる裁判官の絶対的な独立性を確保する必要があるため、退職後の恩給についても租税を免除すべきもののとのＩＣＪ規程の起草者意思の表れであるなどと主張し、その根拠として、元ＩＣＪ所長である丁氏及び英国勅選弁護士である戊氏の意見書（甲１３の２及び１４の２）を挙げる。

しかし、両氏の意見書においても、原告の主張するような「絶対的な独立性の確保」の要請が、ＩＣＪ裁判官の在任中のみならず退職後にも及ぶべき根拠はいささか不分明であるといわざるを得ない上、ＩＣＪとＩＴＬＯＳを始めとする他の国際裁判所の地位が質的に全く異なるものとまでは解し難い（ＩＣＪ裁判官について退職後にまでその独立性を保障する必要があるのであれば、ＩＴＬＯＳ等の裁判官についても多かれ少なかれ同旨の保障を及ぼすべき理由があるとも考えられるが、後者については明示的にこれと反対の解釈が示されていることは前記のとおりである。）から、結局、原告の主張は採用することができない。

(6) また、原告は、前記2(3)イのとおり、英国において、ICJ規程32条8の「俸給、手当及び補償」に恩給が含まれる、又はICJ規程32条を具体化した1947年枢密院命令(及びこれを引き継いだ1974年枢密院命令)において租税免除の対象とされる「*emoluments*」(報酬)に恩給が含まれるとの理解の下に、ICJの元裁判官に対する恩給につき租税が免除されている課税実務の取扱いがされていることをもって、ICJ規程32条8の「俸給、手当及び補償」に恩給を含む旨の解釈が合理的である旨主張する。

しかし、条約法条約上、ある条約の解釈に当たり他国の慣行が考慮されるのは、それが「条約の適用につき後に生じた慣行であって、条約の解釈についての当事国の合意を確立するもの」に該当する場合であるところ、前記2(3)アのとおり、2000年以降にICJ裁判官を輩出した国のうち、ICJ規程32条8に基づき恩給を非課税と解する国家は2か国であったのに対し、これを課税すべきと解する国家は6か国であったというのであり、同ウのとおり、フランス及びオランダではその旨を明示的に判示した国内最上級裁判所の判決も存在することからすれば、少なくとも、ICJ規程32条8の「俸給、手当及び補償」に「恩給」を含めるべきとの当事国の合意を確立する慣行は未だ存在していないものといわざるを得ない。

この点、原告は、外務省の照会結果は、英国の課税事務についての取扱いを記載しておらず、自己にとって都合の良い結果を切り貼りした可能性があり信用性を欠く、フランス及びオランダの判決はいずれもICJの元裁判所書記の受ける恩給についてのものであるからICJの元裁判官が受領する恩給についての判断に当たっての参照価値はないなどと主張する。

しかし、外務省の照会結果には、ICJ規程32条8に基づき恩給を非課税と解する国家の回答も含めて記載されているなど、特段課税庁にとって都合の良い回答のみを切り貼りした形跡はうかがえない上、仮に原告の主張する英国の課税実務を「ICJ規程32条8に基づき恩給を非課税と解する国家」の取扱いとして加えたとしても、原告が主張するような当事国の合意を確立する慣行にまで至っているとみることはできない。また、ICJ規程32条7は、ICJ裁判官と書記の受け取る恩給につき特段差異を設けた規定ぶりとなっていない以上、裁判所書記に関する上記の裁判例の趣旨は、ICJ裁判官の恩給にも当てはまるものと解するのが自然である。いずれにせよ、原告の主張するところを検討しても、他のICJ規程当事国におけるICJ元裁判官に対する恩給の課税事務における取扱いが、条約法条約に基づくICJ規程32条8の解釈に影響をもたらすものとはいえない。

(7) 以上のとおり、ICJ規程32条8の条約法条約に基づく解釈として、本件恩給を含むICJの元裁判官が受け取る「恩給」は、「俸給、手当及び補償」には含まれないものというべきである。

そうすると、結局、原告の受領する本件恩給を非課税所得とすべき根拠はないこととなるから、本件各年分に係る原告の所得税等において、原則どおり、本件恩給は雑所得に該当するものというほかはない。そして、弁論の全趣旨を総合すれば、かかる理解を前提にしてされた処分行政庁による本件各処分に係る税額計算に違法な点は認められない。

第4 結論

以上のとおりであって、原告の請求はいずれも理由がないから全て棄却すべきである。よって、主文のとおり判決する。

東京地方裁判所民事第 5 1 部

裁判長裁判官 岡田 幸人

裁判官 横地 大輔

裁判官 中村 陽菜

(別紙1)

指定代理人目録

江原謙一、的場将男、守田可奈子、落合秀行、平戸優子、中澤宏樹

以上

5



○ 所得税法

(定義)

第九条 次に掲げる所得については、所得税を課さない。

一 ないし七 (省略)

八 外国政府、外国の地方公共団体又は政令で定める国際機関に勤務する者で政令で定める要件を備えるものがその勤務により受ける俸給、給料、賃金、歳費、賞与及びこれらの性質を有する給与(外国政府又は外国の地方公共団体に勤務する者が受けるこれらの給与については、その外国がその国において勤務する日本国の国家公務員又は地方公務員で当該政令で定める要件に準ずる要件を備えるものが受けるこれらの給与について所得税に相当する税を課さない場合に限る。)

九 ないし十九 (省略)

2 (省略)

第三十五条 雑所得とは、利子所得、配当所得、不動産所得、事業所得、給与所得、退職所得、山林所得、譲渡所得及び一時所得のいずれにも該当しない所得をいう。

2 雑所得の金額は、次の各号に掲げる金額の合計額とする。

一 その年中の公的年金等の収入金額から公的年金等控除額を控除した残額

二 (省略)

3 前項に規定する公的年金等とは、次に掲げる年金をいう。

一 (省略)

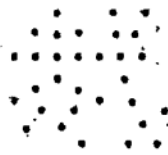
二 恩給(一時恩給を除く。)及び過去の勤務に基づき使用者であつた者から支給される年金

三 (省略)

4 (省略)

(別紙 2-2) I C J 規程 32 条

項番号	規定の文言
1	裁判所の各裁判官は、年俸を受ける。
	Each member of the Court shall receive an annual salary.
	Les membres de la Cour reçoivent un traitement annuel.
2	裁判所長は、特別の年手当を受ける。
	The President shall receive a special annual allowance.
	Le Président reçoit une allocation annuelle spéciale.
3	裁判所次長は、裁判所長の職務をとる各日について特別の手当を受ける。
	The Vice-President shall receive a special allowance for every day on which he acts as President.
	Le Vice-Président reçoit une allocation spéciale pour chaque jour où il remplit les fonctions de Président.
4	第 31 条により選定される裁判官で裁判所の裁判官でないものは、その職務をとる各日について補償を受ける。
	The judges chosen under Article 31, other than members of the Court, shall receive compensation for each day on which they exercise their functions.
	Les juges désignés par application de l'Article 31, autres que les membres de la Cour, reçoivent une indemnité pour chaque jour où ils exercent leurs fonctions.
5	これらの俸給、手当及び補償は、総会が定めるものとし、任期中は減額してはならない。
	These salaries, allowances, and compensation shall be fixed by the General Assembly. They may not be decreased during the term of office.
	Ces traitements, allocations et indemnités sont fixés par l'Assemblée générale. Ils ne peuvent être diminués pendant la durée des fonctions.
6	裁判所書記の俸給は、裁判所の提議に基いて総会が定める。
	The salary of the Registrar shall be fixed by the General Assembly on the proposal of the Court.
	Le traitement du Greffier est fixé par l'Assemblée générale sur la proposition de la Cour.
7	裁判所の裁判官及び書記に恩給を支給する条件並びに裁判所の裁判官及び書記がその旅費の弁償を受ける条件は、総会が採択する規則によつて定める。
	Regulations made by the General Assembly shall fix the conditions under which retirement pensions may be given to members of the Court and to the Registrar, and the conditions under which members of the Court and the Registrar shall have their travelling expenses refunded.



項番号	規定の文言
	Un règlement adopté par l'Assemblée générale fixe les conditions dans lesquelles des pensions sont allouées aux membres de la Cour et au Greffier, ainsi que les conditions dans lesquelles les membres de la Cour et le Greffier reçoivent le remboursement de leurs frais de voyage.
8	前記の俸給、手当及び補償は、すべての租税を免除されなければならない。
	The above salaries, allowances, and compensation shall be free of all taxation.
	Les traitements, allocations et indemnités sont exempts de tout impôt.

(注) 各項の日本語訳に続き、英語及びフランス語の順に原文を記載している。

(別紙2-3) ICJ規程第32条創設時修正箇所一覧表

各項	ICJ規程	PCIJ規程(1929年改正後)
1	裁判所の各裁判官は、年俸を受ける。	裁判所の裁判官は、年俸を受ける。
	Each member of the Court shall receive an annual salary.	The members of the Court shall receive an annual salary.
	Les membres de la Cour reçoivent un traitement annuel.	Les membres de la Cour reçoivent un traitement annuel.
2	裁判所長は、特別の年手当を受ける。	裁判所長は、特別の年手当を受ける。
	The President shall receive a special annual allowance.	The President shall receive a special annual allowance.
	Le Président reçoit une allocation annuelle spéciale.	Le président reçoit une allocation annuelle spéciale.
3	裁判所次長は、裁判所長の職務をとる各日について特別の手当を受ける。	裁判所次長は、裁判所長の職務をとる各日について特別の手当を受ける。
	The Vice-President shall receive a special allowance for every day on which he acts as President.	The Vice-President shall receive a special allowance for every day on which he acts as President.
	Le Vice-Président reçoit une allocation spéciale pour chaque jour où il remplit les fonctions de Président.	Le vice-président reçoit une allocation spéciale pour chaque jour où il remplit les fonctions de président.
4	第31条により選定される裁判官で裁判所の裁判官でないものは、その職務をとる各日について補償を受ける。	第31条により任命される裁判官で裁判所の裁判官でないものは、その地位を占める各日について補償を受ける。
	The judges chosen under Article 31, other than members of the Court, shall receive compensation for each day on which they exercise their functions.	The judges appointed under Article 31, other than members of the Court, shall receive an indemnity for each day on which they sit.
	Les juges désignés par application de l'article 31, autres que les membres de la Cour, reçoivent une indemnité pour chaque jour où ils exercent leurs fonctions.	Les juges désignés par application de l'article 31, autres que les membres de la Cour, reçoivent une indemnité pour chaque jour où ils exercent leurs fonctions.
5	これらの俸給、手当及び補償は、総会が定めるものとし、任期中は減額してはならない。	これらの俸給、手当及び補償は、国際連盟総会が、理事会の提案に基づいて定めるものとし、任期中は減額してはならない。
	These salaries, allowances, and compensation shall be fixed by the General Assembly. They may not be decreased during the term of office.	These salaries, allowances and indemnities shall be fixed by the Assembly of the League of Nations on the proposal of the Council. They may not be decreased during the term of office.
	Ces traitements, allocations et indemnités sont fixés par l'Assemblée générale. Ils ne peuvent être diminués pendant la durée des fonctions.	Ces traitements, allocations et indemnités sont fixés par l'Assemblée de la Société des Nations sur la proposition du Conseil. Ils ne peuvent être diminués pendant la durée des

各項	I C J 規程	P C I J 規程 (1929年改正後)
		fonctions.
6	裁判所書記の俸給は、裁判所の提議に基いて総会が定める。	裁判所書記の俸給は、裁判所の提議に基いて総会が定める。
	The salary of the Registrar shall be fixed by <u>the General Assembly</u> on the proposal of the Court.	The salary of the Registrar shall be fixed by <u>the Assembly</u> on the proposal of the Court.
	Le traitement du Greffier est fixé par <u>l'Assemblée générale</u> sur la proposition de la Cour.	Le traitement du greffier est fixé par <u>l'Assemblée</u> sur la proposition de la Cour.
7	裁判所の裁判官及び書記に恩給を支給する条件並びに裁判所の裁判官及び書記がその旅費の弁償を受ける条件は、総会が採択する規則によつて定める。	裁判所の裁判官及び書記に恩給を支給する条件並びに裁判所の裁判官及び書記がその旅費の弁償を受ける条件は、総会が採択する規則によつて定める。
	Regulations made by <u>the General Assembly</u> shall fix the conditions under which <u>retirement pensions</u> may be given to members of the Court and to the Registrar, and the conditions under which members of the Court and the Registrar shall have their travelling expenses refunded.	Regulations made by <u>the Assembly</u> shall fix the conditions under which <u>retiring pensions</u> may be given to members of the Court and to the Registrar, and the conditions under which members of the Court and the Registrar shall have their travelling expenses refunded.
	Un règlement adopté par <u>l'Assemblée générale</u> fixe les conditions dans lesquelles <u>des pensions</u> sont allouées aux membres de la Cour et au Greffier, ainsi que les conditions dans lesquelles les membres de la Cour et le Greffier reçoivent le remboursement de leurs frais de voyage.	Un règlement adopté par <u>l'Assemblée</u> fixe les conditions dans lesquelles <u>les pensions</u> sont allouées aux membres de la Cour et au greffier, ainsi que les conditions dans lesquelles les membres de la Cour et le greffier reçoivent le remboursement de leurs frais de voyage.
8	前記の俸給、手当及び補償は、すべての租税を免除されなければならない。	前記の俸給、補償及び手当は、すべての租税を免除されなければならない。
	The above salaries, <i>allowances</i> , and <i>compensation</i> shall be free of all taxation.	The above salaries, <i>indemnities</i> and <i>allowances</i> shall be free of all taxation.
	Les traitements, <i>allocations</i> et <i>indemnités</i> sont exempts de tout impôt.	Les traitements, <i>indemnités</i> et <i>allocations</i> sont exempts de tout impôt.

(注1) 各項の日本語訳に続き、英語及びフランス語の順に原文を記載している。

(注2) 各項の下線は、1929年改正後のP C I J 規程の文言から修正された部分を示す。

(注3) 8項の斜体文字は、配置が修正された部分を示す。

(別紙2-4) PCIJ 規程第32条の1929年改正対照表

各項	1929改正後(1936年発効)	1929年改正前(1921年発効)
1	裁判所の裁判官は、年俸を受ける。	裁判官は、国際連盟総会が、理事会の提案に基づいて定める毎年の補償を受け取る。この補償は裁判官の任期中は減額してはならない。
	The members of the Court shall receive an annual salary.	The judges shall receive an annual indemnity to be determined by the Assembly of the League of Nations upon the proposal of the Council. This indemnity must not be decreased during the period of a judge's appointment.
	Les membres de la Cour reçoivent un traitement annuel.	Les juges titulaires reçoivent une indemnité annuelle à fixer par l'Assemblée de la Société des Nations sur la proposition du Conseil. Cette indemnité ne peut être diminuée pendant la durée des fonctions du juge.
2	裁判所長は、特別の年手当を受ける。	裁判所長は、在任期間中、同様の方法で定められる特別の手当を受け取る。
	The President shall receive a special annual allowance.	The President shall receive a special grant for his period of office, to be fixed in the same way.
	Le président reçoit une allocation annuelle spéciale.	Le président reçoit une indemnité spéciale déterminée de la même manière pour la durée de ses fonctions.
3	裁判所次長は、裁判所長の職務をとる各日について特別の手当を受ける。	裁判所次長、裁判官及び予備裁判官は、その任務の実際の遂行に応じて、同様の方法で定められる手当を受け取る。
	The Vice-President shall receive a special allowance for every day on which he acts as President.	The Vice-President, judges and deputy-judges shall receive a grant for the actual performance of their duties, to be fixed in the same way.
	Le vice-président reçoit une allocation spéciale pour chaque jour où il remplit les fonctions de président.	Le vice-président, les juges et les juges suppléants reçoivent dans l'exercice de leurs fonctions une indemnité à fixer de la même manière.
4	第31条により任命される裁判官で裁判所の裁判官でないものは、その地位を占める各日について補償を受ける。	その任務の遂行において負担した旅費は、裁判所の所在地に居住していない裁判官及び予備裁判官に返金される。

各項	1929改正後(1936年発効)	1929年改正前(1921年発効)
	The judges appointed under Article 31, other than members of the Court, shall receive an indemnity for each day on which they sit. Les juges désignés par application de l'article 31, autres que les membres de la Cour, reçoivent une indemnité pour chaque jour où ils exercent leurs fonctions.	Travelling expenses incurred in the performance of their duties shall be refunded to judges and deputy-judges who do not reside at the seat of the Court. Les juges titulaires et suppléants qui ne résident pas au siège de la Cour reçoivent le remboursement des frais de voyage nécessités par l'accomplissement de leurs fonctions.
5	これらの俸給、手当及び補償は、国際連盟総会が、理事会の提案に基づいて定めるものとし、任期中は減額してはならない。 These salaries, allowances and indemnities shall be fixed by the Assembly of the League of Nations on the proposal of the Council. They may not be decreased during the term of office. Ces traitements, allocations et indemnités sont fixes par l'Assemblée de la Société des Nations sur la proposition du Conseil. Ils ne peuvent être diminués pendant la durée des fonctions.	第31条により選択又は選定される裁判官に支払われる手当は、同様の方法で定められる。 Grants due to judges selected or chosen as provided in Article 31 shall be determined in the same way. Les indemnités dues aux juges désignés ou choisis conformément à l'article 31 sont réglées de la même manière.
6	裁判所書記の俸給は、裁判所の提議に基いて総会が定める。 The salary of the Registrar shall be fixed by the Assembly on the proposal of the Court. Le traitement du greffier est fixé par l'Assemblée sur la proposition de la Cour.	書記の俸給は、裁判所の提案に基づき、理事会が決定する。 The salary of the Registrar shall be decided by the Council upon the proposal of the Court. Le traitement du greffier est fixé par le Conseil sur la proposition de la Cour.
7	裁判所の裁判官及び書記に恩給を支給する条件並びに裁判所の裁判官及び書記がその旅費の弁償を受ける条件は、総会が採択する規則によつて定める。 Regulations made by the Assembly shall fix the conditions under which retiring pensions may be given to members of the Court and to the Registrar, and the conditions under which members of the Court and the Registrar shall have their travelling expenses refunded. Un règlement adopté par l'Assemblée fixe les conditions dans lesquelles les pensions sont allouées aux membres de la Cour et	国際連盟総会は、理事会の提案に基づき、裁判所の職員に恩給を支給する条件を定める特別な規則を制定する。 The Assembly of the League of Nations shall lay down, on the proposal of the Council, a special regulation fixing the conditions under which retiring pensions may be given to the personnel of the Court. L'Assemblée de la Société des Nations, sur la proposition du Conseil, adoptera un règlement spécial fixant les conditions

各項	1929改正後(1936年発効)	1929年改正前(1921年発効)
	au greffier, ainsi que les conditions dans lesquelles les membres de la Cour et le greffier reçoivent le remboursement de leurs frais de voyage.	sous lesquelles des pensions seront allouées au personnel de la Cour.
8	前記の俸給、補償及び手当は、すべての租税を免除されなければならない。 The above salaries, indemnities and allowances shall be free of all taxation. Les traitements, indemnités et allocations sont exempts de tout impôt.	(規定なし)

(注) 各項の日本語訳に続き、英語及びフランス語の順に原文を記載している。

課税の根拠及び計算

1 平成26年分更正処分の根拠

原告の平成26年分の所得税等に係る納付すべき税額等は、次のとおりである。

(1) 総所得金額 1486万9147円

上記金額は、次のアないしウの各金額の合計額である。

ア 事業所得の金額 △48万3050円

上記金額は、原告が平成26年分確定申告書に記載した事業所得の金額と同額である。なお、△は損失の額を表す（以下同じ。）。

イ 給与所得の金額 157万円

上記金額は、原告が平成26年分確定申告書に記載した給与所得の金額と同額である。

ウ 雑所得の金額 1378万2197円

上記金額は、次の（ア）及び（イ）の各金額の合計額から公的年金等控除額（所得税法35条4項（ただし、平成30年法律第7号改正前のもの。以下同じ。））を控除して算出した金額である。

（ア）Aを支払者とする公的年金等の収入金額 327万4934円

上記金額は、原告が平成26年分確定申告書に記載した公的年金等の収入金額と同額である。

（イ）本件恩給に係る収入金額 1286万9484円

上記金額は、平成26年の各月においてそれぞれアメリカ合衆国ドル（以下「米国ドル」という。）で支払われた本件恩給の額に各月の電信売買相場の仲値（現B銀行の対顧客外国為替相場のもの。以下同じ。）の平均値を乗じて邦貨換算したものの合計額で、別表1（「本件恩給の額（円）」欄の「合計」欄）のとおりである。

(2) 所得控除の額の合計額 223万9782円

上記金額は、原告が平成26年分確定申告書に記載した所得から差し引かれる金額の合計額と同額である。

(3) 課税される所得金額 1262万9000円

上記金額は、上記（1）の総所得金額から上記（2）の所得控除の額の合計額を控除した後の金額（ただし、国税通則法（以下単に「通則法」という。）118条1項の規定により千円未満の端数を切り捨てた後のもの。以下同じ。）である。

(4) 納付すべき税額 239万5800円

上記金額は、次のアの金額にイの金額を加算して、更にウの金額を控除した後の金額（ただし、東日本大震災からの復興を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法〔以下「復興特別措置法」という。〕24条2項の規定により百円未満の端数を切り捨てた後のもの。以下同じ。）である。

ア 課税総所得金額に対する税額 263万1570円

上記金額は、前記（3）の課税される所得金額に所得税法89条1項に規定する税率を乗じて算出した金額である。

イ 復興特別所得税の額 5万5262円

上記金額は、前記アの金額に復興特別措置法13条に規定する100分の2.1の税率を乗じて計算した金額である。

ウ 所得税等の源泉徴収税額 29万1026円

上記金額は、原告が平成26年分確定申告書に記載した源泉徴収税額と同額である。

2 平成27年分更正処分の根拠

原告の平成27年分の所得税等に係る納付すべき税額等は、次のとおりである。

(1) 総所得金額 1726万6633円

上記金額は、次のア及びイの各金額の合計額である。

ア 給与所得の金額 157万円

上記金額は、原告が平成27年分確定申告書に記載した給与所得の金額と同額である。

イ 雑所得の金額 1569円6633円

上記金額は、次の(ア)及び(イ)の各金額の合計額である。

(ア) 公的年金等に係る雑所得の金額 1567万4562円

上記金額は、次のa及びbの各金額の合計額から公的年金等控除額(所得税法35条4項)を控除して算出した金額である。

a Aを支払者とする公的年金等の収入金額 328万7601円

上記金額は、原告が平成27年分確定申告書に記載した公的年金等の収入金額と同額である。

b 本件恩給に係る収入金額 1484万8781円

上記金額は、平成27年の各月においてそれぞれ米国ドルで支払われた本件恩給の額に、同年1月は同月の電信売買相場の仲値の平均値を、同年2月ないし同年12月は各月の支払日における電信売買相場の仲値を乗じて邦貨換算したものの合計額で、別表2(「本件恩給の額(円)」欄の「合計」欄)のとおりである。

(イ) 上記(ア)の雑所得以外の雑所得の金額 2万2071円

上記金額は、原告が平成27年分確定申告書に記載した雑所得の収入金額と同額である。

(2) 所得控除の額の合計額 467万3716円

上記金額は、原告が平成27年分確定申告書に記載した所得から差し引かれる金額の合計額と同額である。

(3) 課税される所得金額 1259万2000円

上記金額は、上記(1)の総所得金額から上記(2)の所得控除の額の合計額を控除した後の金額である。

(4) 納付すべき税額 215万1000円

上記金額は、次のアの金額にイの金額を加算して、更にウの金額を控除した後の金額である。

ア 課税総所得金額に対する税額 261万9360円

上記金額は、前記(3)の課税される所得金額に所得税法89条1項に規定する税率を乗じて算出した金額である。

イ 復興特別所得税の額 5万5006円

上記金額は、前記アの金額に復興特別措置法13条に規定する100分の2.1の税率を乗じて計算した金額である。

ウ 所得税等の源泉徴収税額 52万3304円

上記金額は、原告が平成２７年分確定申告書に記載した源泉徴収税額と同額である。

３ 平成２８年分更正処分の根拠

原告の平成２８年分の所得税等に係る納付すべき税額等は、次のとおりである。

（１）総所得金額 １５６１万３５２６円

上記金額は、次のア及びイの各金額の合計額である。

ア 給与所得の金額 １５７万円

上記金額は、原告が平成２８年分確定申告書に記載した給与所得の金額と同額である。

イ 雑所得の金額 １４０４万３５２６円

上記金額は、次の（ア）及び（イ）の各金額の合計額である。

（ア）公的年金等に係る雑所得の金額 １４４５万１９０５円

上記金額は、次の a 及び b の各金額の合計額から公的年金等控除額（所得税法３５条４項）を控除して算出した金額である。

a Aを支払者とする公的年金等の収入金額 ３２９万７９００円

上記金額は、原告が平成２８年分確定申告書に記載した公的年金等の収入金額と同額である。

b 本件恩給に係る収入金額 １３５５万１４７４円

上記金額は、平成２８年の各月においてそれぞれ米国ドルで支払われた本件恩給の額に各月の支払日における電信売買相場の仲値を乗じて邦貨換算したものの合計額で、別表３（「本件恩給の額（円）」欄の「合計」欄）のとおりである。

（イ）上記（ア）の雑所得以外の雑所得の金額 △４０万８３７９円

上記金額は、原告が平成２８年分確定申告書に記載した雑所得の収入金額１万８８２１円から必要経費の額４２万７２００円を控除した後の金額である。

（２）所得控除の額の合計額 ２２２万４７２０円

上記金額は、原告が平成２８年分確定申告書に記載した所得から差し引かれる金額の合計額と同額である。

（３）課税される所得金額 １３３８万８０００円

上記金額は、上記（１）の総所得金額から上記（２）の所得控除の額の合計額２２２万４７２０円を控除した後の金額である。

（４）納付すべき税額 ２４４万２７００円

上記金額は、次のアの金額にイの金額を加算して、更にウの金額を控除した後の金額である。

ア 課税総所得金額に対する税額 ２８８万２０４０円

上記金額は、前記（３）の課税される所得金額に所得税法８９条１項に規定する税率を乗じて算出した金額である。

イ 復興特別所得税の額 ６万０５２２円

上記金額は、前記アの金額に復興特別措置法１３条に規定する１００分の２．１の税率を乗じて計算した金額である。

ウ 所得税等の源泉徴収税額 ４９万９８４４円

上記金額は、原告が平成２８年分確定申告書に記載した源泉徴収税額と同額である。

４ 平成２９年分更正処分の根拠

原告の平成２９年分の所得税等に係る納付すべき税額等は、次のとおりである。

(1) 総所得金額 1 6 0 8 万 9 6 4 6 円

上記金額は、次のア及びイの各金額の合計額である。

ア 給与所得の金額 1 5 7 万円

上記金額は、原告が平成 2 9 年分確定申告書に記載した給与所得の金額と同額である。

イ 雑所得の金額 1 4 5 1 万 9 6 4 6 円

上記金額は、次の(ア)及び(イ)の各金額の合計額である。

(ア) 公的年金等に係る雑所得の金額 1 4 9 2 万 5 4 0 8 円

上記金額は、次の a 及び b の各金額の合計額から公的年金等控除額(所得税法 3 5 条 4 項)を控除して算出した金額である。

a A を支払者とする公的年金等の収入金額 3 2 9 万 5 6 9 3 円

上記金額は、原告が平成 2 9 年分確定申告書に記載した公的年金等の収入金額と同額である。

b 本件恩給に係る収入金額 1 4 0 5 万 2 1 0 5 円

上記金額は、平成 2 9 年の各月においてそれぞれ米国ドルで支払われた本件恩給の額に各月の支払日における電信売買相場の仲値を乗じて邦貨換算したものの合計額で、別表 4 (「本件恩給の額(円)」欄の「合計」欄)のとおりである。

(イ) 上記(ア)の雑所得以外の雑所得の金額 △ 4 0 万 5 7 6 2 円

上記金額は、原告が平成 2 9 年分確定申告書に記載した雑所得の収入金額 1 万 0 4 3 8 円から必要経費の額 4 1 万 6 2 0 0 円を控除した後の金額である。

(2) 所得控除の額の合計額 1 2 2 万 1 1 6 0 円

上記金額は、原告が平成 2 9 年分確定申告書に記載した所得から差し引かれる金額の合計額と同額である。

(3) 課税される所得金額 1 4 8 6 万 8 0 0 0 円

上記金額は、上記(1)の総所得金額から上記(2)の所得控除の額の合計額を控除した後の金額である。

(4) 納付すべき税額 3 3 1 万 6 4 0 0 円

上記金額は、次のアの金額にイの金額を加算して、更にウの金額を控除した後の金額である。

ア 課税総所得金額に対する税額 3 3 7 万 0 4 4 0 円

上記金額は、前記(3)の課税される所得金額に所得税法 8 9 条 1 項に規定する税率を乗じて算出した金額である。

イ 復興特別所得税の額 7 万 0 7 7 9 円

上記金額は、前記アの金額に復興特別措置法 1 3 条に規定する 1 0 0 分の 2. 1 の税率を乗じて計算した金額である。

ウ 所得税等の源泉徴収税額 1 2 万 4 7 8 5 円

上記金額は、原告が平成 2 9 年分確定申告書に記載した源泉徴収税額と同額である。

5 平成 3 0 年分更正処分の根拠

原告の平成 3 0 年分の所得税等に係る納付すべき税額等は、次のとおりである。

(1) 総所得金額 1 6 0 2 万 8 1 8 4 円

上記金額は、次のア及びイの各金額の合計額である。

ア 給与所得の金額 1 5 7 万円

上記金額は、原告が平成30年分確定申告書に記載した給与所得の金額と同額である。

イ 雑所得の金額 1445万8184円

上記金額は、次の（ア）及び（イ）の各金額の合計額である。

（ア）公的年金等に係る雑所得の金額 1482万4479円

上記金額は、次のa及びbの各金額の合計額から公的年金等控除額（所得税法35条4項）を控除して算出した金額である。

a Aを支払者とする公的年金等の収入金額 329万4590円

上記金額は、原告が平成30年分確定申告書に記載した公的年金等の収入金額と同額である。

b 本件恩給に係る収入金額 1394万6967円

上記金額は、平成30年の各月においてそれぞれ米国ドルで支払われた本件恩給の額に各月の支払日における電信売買相場の仲値を乗じて邦貨換算したものの合計額で、別表5（「本件恩給の額（円）」欄の「合計」欄）のとおりである。

（イ）上記（ア）の雑所得以外の雑所得の金額 △36万6295円

上記金額は、原告が平成30年分確定申告書に記載した雑所得の収入金額4万9105円から必要経費の額41万5400円を控除した後の金額である。

（2）所得控除の額の合計額 144万9749円

上記金額は、原告が平成30年分確定申告書に記載した所得から差し引かれる金額の合計額と同額である。

（3）課税される所得金額 1457万8000円

上記金額は、上記（1）の総所得金額から上記（2）の所得控除の額の合計額を控除した後の金額である。

（4）納付すべき税額 305万8300円

上記金額は、次のアの金額にイの金額を加算して、更にウの金額を控除した後の金額である。

ア 課税総所得金額に対する税額 327万4740円

上記金額は、前記（3）の課税される所得金額に所得税法89条1項に規定する税率を乗じて算出した金額である。

イ 復興特別所得税の額 6万8769円

上記金額は、前記アの金額に復興特別措置法13条に規定する100分の2.1の税率を乗じて計算した金額である。

ウ 所得税等の源泉徴収税額 28万5152円

上記金額は、原告が平成30年分確定申告書に記載した源泉徴収税額と同額である。

6 本件各更正処分の適法性

原告の本件各年分の所得税等に係る納付すべき税額は、前記1ないし5のとおり、それぞれ平成26年分239万5800円、平成27年分215万1000円、平成28年分244万2700円、平成29年分331万6400円及び平成30年分305万8300円であるところ、これらの金額は、いずれも本件各更正処分における納付すべき税額と同額であるから、本件各更正処分はいずれも適法である。

7 本件各年分の過少申告加算税の各賦課決定処分の根拠

（1）本件各更正処分により原告が新たに納付すべきこととなった税額の計算の基礎となった事実

のうちに、本件各更正処分前における税額の計算の基礎とされていなかったことについて通則法65条4項に規定する「正当な理由」があると認められるものはない。したがって、本件各更正処分に伴って原告に賦課されるべき過少申告加算税の額は、以下のとおりである。

ア 平成26年分 37万1000円

上記金額は、平成26年分更正処分により原告が新たに納付すべきこととなった税額264万円（ただし、通則法118条3項の規定に基づき1万円未満の端数を切り捨てた後のもの。以下同じ。）を基礎として、これに通則法65条1項の規定に基づき100分の10の割合を乗じて算出した金額26万4000円に、同条2項の規定に基づき算出された税額214万円（上記の新たに納付すべきこととなった税額264万円のうち50万円を超える部分の税額）に100分の5の割合を乗じて算出した金額10万7000円を加算した金額である。

イ 平成27年分 37万5500円

上記金額は、平成27年分更正処分により原告が新たに納付すべきこととなった税額267万円を基礎として、これに通則法65条1項の規定に基づき100分の10の割合を乗じて算出した金額26万7000円に、同条2項の規定に基づき算出された税額217万円（上記の新たに納付すべきこととなった税額267万円のうち50万円を超える部分の税額）に100分の5の割合を乗じて算出した金額10万8500円を加算した金額である。

ウ 平成28年分 40万7000円

上記金額は、平成28年分更正処分により原告が新たに納付すべきこととなった税額288万円を基礎として、これに通則法65条1項の規定に基づき100分の10の割合を乗じて算出した金額28万8000円に、同条2項の規定に基づき算出された税額238万円（上記の新たに納付すべきこととなった税額288万円のうち50万円を超える部分の税額）に100分の5の割合を乗じて算出した金額11万9000円を加算した金額である。

エ 平成29年分 47万4500円

上記金額は、平成29年分更正処分により原告が新たに納付すべきこととなった税額333万円を基礎として、これに通則法65条1項の規定に基づき100分の10の割合を乗じて算出した金額33万3000円に、同条2項の規定に基づき算出された税額283万円（上記の新たに納付すべきこととなった税額333万円のうち50万円を超える部分の税額）に100分の5の割合を乗じて算出した金額14万1500円を加算した金額である。

オ 平成30年分 46万1000円

上記金額は、平成30年分更正処分により原告が新たに納付すべきこととなった税額324万円を基礎として、これに通則法65条1項の規定に基づき100分の10の割合を乗じて算出した金額32万4000円に、同条2項の規定に基づき算出された税額274万円（上記の新たに納付すべきこととなった税額324万円のうち50万円を超える部分の税額）に100分の5の割合を乗じて算出した金額13万7000円を加算した金額である。

- (2) 前記(1)アないしオの各過少申告加算税の額は、いずれも処分行政庁が原告に対して令和元年8月30日付けで行った本件各年分の過少申告加算税の各賦課決定処分における過少申告加算税の額と同額であるから、上記各賦課決定処分はいずれも適法である。

当事者の主張の要旨

(被告の主張)

- 1 (1) 本件恩給は、原告が I C J 裁判官を退任した後、I C J 規程 3 2 条 7 に基づいて受給しているものであるから、「過去の勤務に基づき使用者であった者から支給される年金」、すなわち公的年金等(所得税法 3 5 条 2 項)に該当し、所得税の課税対象となる雑所得に該当する。
- (2) 本件恩給は、所得税法上明示的に免税とされる「国際機関に勤務する者…がその勤務により受ける…給与」(9 条 1 項 8 号)に該当しないことは明らかである。また、国際連合の特権及び免除に関する条約 5 条 1 8 (b) は、「国際連合が支払った給料及び手当」については免税となるべき旨明示しているが、退職後に受け取る恩給については何ら規定しておらず、国連法務部も、在職中に受領する手当と異なり、退職後に受給する定期の年金に課税されるか否か及び課税のあり方については各国の国内法の問題である旨明記しており、実際にも、日本国内に居住する、国連や国連専門機関の元職員がこれらの機関から受給する退職年金は所得税の課税対象とされている。したがって、本件恩給が、法律上、あるいは上記 1 に掲げた条約上、非課税とされる場合に該当するということはできない。そして、原告は、本件恩給の支給の根拠となっている I C J 規程 3 2 条は、本件恩給を非課税とする旨解釈されるべきである旨主張するが、以下のとおり、かかる原告の主張には理由がない。
- 2 (1) I C J 規程は、条約法に関するウィーン条約(以下「条約法条約」という。) 2 条 1 (a) によりその対象となる「条約」に該当するから、条約法条約に基づき、その解釈に当たっては、文脈によりかつその趣旨及び目的に照らして与えられる用語の通常の意味に従い当該条約の条文を解釈すべきであり、かつ、その解釈によっては意味があいまい又は不明確である場合には解釈の補足的な手段、特に条約の準備作業及び条約の締結の際の事情に依拠することができる。
- (2) 原告は、上記(1)を前提に、① I C J 規程 3 2 条 7 が、I C J の裁判官及び書記に対して支給される恩給については別途定められる規則に従う旨を定めた上で、同条 8 が、同条の定める俸給その他について広く免税とすることを定めているとの文脈上、同条 8 は単独で存在しているものではなく、飽くまで同条 7 がその直前に定められていることを前提とした上で、その前ではなく後に規定されている同条 8 の定める免税の対象に、同条 7 の定める恩給が含まれるとの趣旨を明らかにしたものであるといえること、② I C J 規程 3 2 条 8 のフランス語原文は、免税の対象となる「手当」を「a l l o c a t i o n s」と、その直前の同条 7 において I C J の元裁判官に支給されるべき恩給が支給されることを「a l l o u é e s」とそれぞれ規定しているところ、そもそも英語やフランス語において「恩給」は「手当」の一種と説明する辞書があることに加え、恩給につき、あえて、手当(「a l l o c a t i o n」)という用語の動詞形である「a l l o u e r」という単語の受け身形を用いていると解釈できることをもって、I C J 規程 3 2 条 8 の定める免税の対象となる「手当」に、同 7 にいう恩給が含まれると解される旨主張する。
- (3) ア しかし、前記(2)の①につき、そもそも、I C J 規程 3 2 条 7 及び同 8 が、等しく正文となる英語及びフランス語のいずれにおいても、免税対象に「恩給」という文言を含んでいない以上、I C J 規程は恩給を非課税とすべきものに含めていないと解釈され

るべきである。すなわち、ICJ規程は、免税の対象につき「俸給、手当及び補償」(salaries, allowances, and compensation: traitements, allocations et indemnités) (括弧内の前者は英語、後者はフランス語。以下同じ。)である旨規定するところ、同条1、5及び6は「俸給」(salary(-ies): traitement(s))、同条2、3及び5は「手当」(allowance(s): allocation(s))、同条4及び5は「補償」(compensation: indemnité(s))と、いずれも同条8と同じ用語を使用しているのに対し、同条7は、「恩給」(retirement pensions: pensions)及び「旅費」(traveling expenses: frais de voyage)と、明確に「俸給、手当及び補償」とは異なる文言を使用しているのである。その上で、ICJ規程32条8は、同条1ないし6で使用される「俸給、手当及び補償」(salaries, allowances, and compensation: traitements, allocations et indemnités)という用語を使用し、同条7の「恩給」(retirement pensions: pensions)という用語をあえて使用していないことからすれば、ここに同条7が規定する「恩給」が含まれると解することができないことは、文理上明らかである。原告は、ICJ規程32条7と8の構成を根拠に「恩給」が免税対象たる「俸給、手当及び補償」に含まれる、また、ICJ規程32条8の英文は、同条5が「These」と規定するのと異なり「The above」という用語を明示的に用いることで、同32条の8の対象には「恩給」も含めて同条1ないし7に規定されるものを含むことを明確に規定しているなどと主張する。しかし、これらについてはいずれも、前記のとおり、ICJ規程があえて「恩給」という文言を免税対象に含めていないことを無視するもので、かかる解釈は条約法条約にいう「用語の通常の意味」に従った誠実なものとはいえない。なお、仮に原告の主張するような解釈をとった場合、ICJ規程32条5において、「(恩給)を含めた」「手当」の額を総会が定める旨規定されていると解釈すべきことになるにもかかわらず、同条7においては、(原告の解釈によれば「手当」に含まれておりその額についての規定を設ける必要はないはずの)「恩給」について、総会が採択する規則によって支給する条件を定める旨の規定があり、規定内容が重複する等の不合理も生ずる。

イ また、原告は、ICJ規程32条の7及び8の順序は、ICJ規程の起草者の意図を反映したものであるなどとも主張するが、ICJ規程32条の起草過程に加え、PICJ規程の1929年改正に係る国際連盟における議論に遡っても、ICJ規程32条8が同条7の後に置かれたことをもって、PICJ規程及びICJ規程が、PICJ又はICJの元裁判官等の受領する恩給を免税とする意思を有していたと解釈することはできない。すなわち、ICJ規程32条8の租税の免除に関する規定の原型となる条文は、PICJ規程の1929年改正の際に加えられたものであるところ、1929年改正後のPICJ規程32条5は、1929年改正前のPICJ規程32条1ないし4で定められていた裁判官の俸給その他の決定方法について、同条6は、1929年改正の前後を通じて書記の俸給の決定方法について、同条7は、1929年改正の前後を通じて裁判官及び書記の恩給等の決定方法について、それぞれ定めている。かかる1929年改

正前の条文の並びに照らせば、裁判官及び書記の俸給その他の決定方法に係る規定の直後に裁判官及び書記の恩給等の決定方法に係る規定を置くことは自然であり、1929年改正後のP C I J 規程32条も、1929年改正前の同条の並びを維持したものと解される。そして、1929年改正に当たり、元々存在しなかった租税の免除に関する規定を後から追記する際に、俸給又は恩給等の決定方法とは内容的に異なる免税に関する規定を同条8として最後に置いたにすぎないと考えられる。実際にも、1929年改正の後である1930年9月25日の国際連盟総会において、乙氏（イタリアの裁判官出身で、国際連盟副事務総長等を歴任した法律家。以下「乙氏」という。）が、国際連盟第一委員会を代表して行った報告において、俸給及び手当には免税規定があるのに対し、恩給（年金）について同様の規定がない旨指摘したにもかかわらず、当該総会決議の間ではかかる指摘に対し特段の対応はなされなかった。そして、これを踏まえて上記の指摘について検討するよう国際連盟から求められた監督委員会は、1931年2月10日付けの報告書（以下「監督委員会報告書」という。）において、「監督委員会としては、したがって、裁判官が職務を果たしている間についてのみ、このように租税からの免除のための根拠として前面に出されている平等性の考え方が当てはまると、これまでずっと考えてきたし、また、現在も考えている。一たび、彼らが私的な生活へと引退すれば、かつて高位の国際的地位を占めていた者に対して、彼らが生活する国の他の国民よりも、彼らに利益をもたらす特権を与える理由は何もないと思われる。」として、元裁判官が受給する恩給には租税を免除する義務はないとの解釈を明らかにしている。そして、I C J 規程32条の制定時に、1929年改正後のP C I J 規程32条の文言から修正があったのは、ごく僅かな技術的な点（「手当」と「補償」の順番を入れ替え、英語原文において「補償」を意味する用語が修正された）のみであったことからすれば、同条7が規定する「恩給」が同条8に規定する租税の免除の対象に含まれないとする国際連盟時代の見解が変更されたとは考えられない。以上のとおり、P I C J 規程及びI C J 規程のいずれについても、32条7及び8の並びをもって、恩給を免税対象に含めるとの起草者の意思があったとみることはできない。

これに対し、原告は、P C I J 規程の1929年改正の際に、第一委員会は、恩給の課税取扱いについて関心を向けた上で、P I C J の全ての裁判官に対し同等の地位を確保するため、P I C J 裁判官の「全ての俸給及び手当は免税されるべき」との一般的原則が恩給についても妥当すべきとの意見を有しており、免税を定めるP C I J 規程32条8が「The a b o v e」との表現を使用した上で恩給について定める同7の後に置かれたのは、かかる第一委員会の意思を反映したものであって、これは国際連盟総会の意思としても明示的に認められている、監督委員会は1929年改正の内容に権威ある解釈を提供する立場にない技術的な機関にすぎず、監督委員会報告書も国際連盟の総会で議論の対象となった記録は見当たらないから、かかる報告書の内容に参照価値はないなどと主張する。

しかし、国際連盟法律家委員会の議事録によれば、P C I J 規程の1929年改正に当たり、監督委員会の委員長は、法律家委員会の議論に参加した上で、同委員会の委員長からの依頼を受けてP C I J 規程32条の草案を同委員会に提示しており、1929年改正の過程に実質的な関与をしていたものであって、原告の主張は前提を誤っている。

また、監督委員会報告書に関するその後の経緯（すなわち、監督委員会報告書において問題となっていた、①租税の免除、②寡婦及び子の恩給並びに③疾病恩給の問題のうち、②及び③については同年の報告書では結論が先送りされて1932年の監督委員会第46回会期報告書において提案がされたところ、その際、①については、監督委員会報告書の内容に言及するにとどめるとし、監督委員会は、監督委員会報告書と同様の意向であることを明示し、かかる監督委員会第46回会期報告書の内容が、除外事項もなく同年の国際総会で採択されたといえること）からすれば、監督委員会報告書の内容は、国際連盟の総意となっているから、これと異なる原告の主張には理由がない。

- (4) また、前記(2)の②について、原告は特定の辞書の定義を引用してかかる主張をするところ、そもそも「恩給」の定義は必ずしも一律ではなく、実際にもこれを「手当」の一種であると定義付けていない辞書も複数あるのであるから、特定の辞書の記載から、ICJ規程における「恩給」と「手当」の関係を論ずることはできない。さらに、原告の主張する、「手当」という名詞と語源を同じくする動詞が使用されていることにより「恩給」が「手当」に含まれるとする理由が不明であるといわざるを得ない上、ICJ規程32条のフランス語原文においても、前記ウのとおり、「俸給、手当及び補償」(traitements, allocations et indemnités)と「恩給」(pensions)とは明らかに区別されて用いられていることからすれば、このような解釈は適切ではない。さらに、フランス語と等しくICJ規程の正文とされる英語の原文では、当該部分において、「given」(「give」という動詞の受け身形)との文言が使用されているが、これは「手当」(allowance)という名詞とは語源を共有しておらず、当該指摘に基づく原告の主張は、英語原文では全く成り立たない。

- 3 (1) そして、上記2のように、恩給がICJ規程により免税とされる「俸給、手当及び補償」に含まれないと解することは、かかる免税の趣旨とも合致するものである。すなわち、一般に、国際機関の職員について特権及び免除が認められているのは、その地位の独立性確保の必要性からであり、これが認められるべき範囲も任務遂行に必要な限度であって、その旨は国連憲章105条2にも明記されているところ、国連の主要な機関であるICJの裁判官についてもこれと別異に解すべき理由はない。ICJ規程19条も、「裁判所の裁判官は、裁判所の事務に従事する間、外交官の特権及び免除を享有する」として、ICJ裁判官による特権及び免除の享受は、任務遂行に必要な限度である旨を明文化しているのである。そうすると、既にICJの裁判官としての任務を終えた後に受領する恩給については、それを非課税としなければならない理由はない。これに対し、原告は、ICJの元裁判官の受領する恩給の免税に関する定めはICJ規程19条ではなく個別にその旨定めた32条により解釈されるべきであるなどと主張するが、そもそも32条も恩給への課税を妨げていないものと解釈されるべきであるし、そのように解することは、上記のとおりICJ規程19条の趣旨とも整合する。

- (2) また、原告は、1994年(平成6年)に発効した海洋法に関する国際連合条約に基づき設立された国際海洋法裁判所(以下「ITLOS」という。)の裁判官の有する特権及び免除に関し定めた「国際海洋法裁判所の特権と免除に関する協定」(Agreement on the Privileges and Immunities of the International Tribunal for the Law of the S

e a) (我が国は未締結。以下「ITLOS特権・免除協定」という。) 11条3は、締約国が恩給を免税とすべき義務を負わない旨明示的に定めているのに対し、ICJ規程にはかかる定めがないのは、ICJ規程が恩給を免税とする義務を当事国に課しているためと解釈されるべきであり、それは、ICJが他の国際裁判所とは異なる特別かつ枢要な地位を有し、ICJ裁判官の絶対的な独立性が極めて重要であることに照らしても合理的なものであるなどと主張する。

しかし、ICJ以外の国際裁判所の担う役割の重要性からすれば、その元裁判官の地位につき、ICJのみを他の国際裁判所と別異に解すべき理由はない。むしろ、他の国際裁判所の規程等において、当該裁判所の元裁判官が受給する恩給が租税の免除の対象とならない旨が明示的に規定されていることは、それらの規程等の当事国が当該裁判所の元裁判官の恩給につき課税したとしても、在任中の裁判官の独立性・公平性を何ら害することがなく、恩給を免税の対象とする必要はないことの証左であるというべきである（実際にも、ITLOSの裁判官の受領する恩給について定める国際海洋法裁判所規程（海洋法に関する国際連合条約附属書VI。以下「ITLOS規程」という。）18条の文言はICJ規程32条のそれとほぼ同一であるから、原告の主張によれば、ITLOS規程18条7にいう「恩給」も、同8にいう「俸給、手当及び補償」に含まれて免税対象となると解さざるを得ないところ、上記のとおり恩給を課税対象とすることを妨げない旨のITLOS特権・免除協定の内容は、かかるITLOS規程の内容と完全に矛盾する帰結となり不合理であって、むしろ、ITLOS規程のみならずICJ規程も恩給を課税対象とすることを妨げる趣旨ではなく、ITLOS特権・免除協定はその旨を一層明らかにしたにすぎないと考えるのが自然である。）。)

- 4 (1) また、原告は、英国において、ICJ規程32条8に基づきICJの元裁判官が受給する「恩給」に対する課税が免除されているとの取扱いがされていたことに加え、数か国で恩給が免税として取り扱われていることを根拠に、ICJ規程32条7に規定する恩給が同条8に規定する課税の免除の対象に当たるとする国際的な慣行が存在するなど主張する。

しかし、そもそも、英国の政府又は裁判所が、公式な見解として、ICJ規程32条8に規定する租税の免除の対象に同条7に規定する「恩給」が含まれるとの解釈を採用していると認めるに足る証拠はない（英国政府は、我が国からの照会に対し、英国の国内法上、拘束力のある解釈は存在していない旨回答している。）し、かかる課税実務がICJ規程32条8の解釈の結果であるかも定かではない。なお、原告は、かかる課税実務が「国際連合及び国際司法裁判所（免責及び特権）に関する命令1974年」(The United Nations and International Court of Justice (Immunities and Privileges) Order 1974) (以下「1974年枢密院命令」という。) 19項における「裁判官及び書記は、裁判官又は書記として裁判所から受ける報酬につき、所得税を免除される」との規定を根拠とするものであり、これは、「報酬」(emoluments)に「恩給」が含まれているとの解釈に基づくものであるなどと主張するが、そもそも同規定は、明示的に「恩給」が免税対象に含まれていると規定しているものではない上、「報酬」(emoluments)の通常の意味としても（退職後の）「恩給」を含むとは解し難いから、原告主張のように、1974年枢密院命令、ひいてはICJ規程32条7及び8の解釈がかかる課税実務の根拠であると解することはできない。

さらに、仮に英国においてかかる課税実務が定着しているとしても、かかる課税実務自体に何らかの拘束力があるものではなく、飽くまで本件においては、両当事者の主張立証を踏まえて、我が国の裁判所独自の解釈が行われなければならない。そして、I C J の当事国の中にも、課税を免除するものとししないものとする国が存在しているほか、I C J の元書記が I C J 規程 3 2 条 7 に基づき受給する恩給が同条 8 に規定する課税の免除の対象に当たるなどと主張してフランス及びオランダ（いずれも I C J の加盟国である。）で提起した裁判では、いずれも、元書記の恩給は、I C J 規程 3 2 条 8 が規定する「俸給、手当及び補償」に同条 7 にいう「恩給」の文言が含まれていないことを理由として、課税の免除対象に含まれない旨の判示がされていることも、I C J 規程 3 2 条 7 に規定する恩給につき、同条 8 に基づき課税が免除されなければならないとする当事国の合意を確立する慣行が存在するとも認められない（なお、付言すれば、かかる判決の存在は、前記 2 のとおり、I C J 規程 3 2 条 8 にいう「俸給、手当及び補償」は「恩給」を含まないとの文言解釈が合理的であることを示すものである。）。

(2) これに対し、原告は、上記各判決は、I C J の元書記の受領する恩給が問題となった事案である上、その内容としても、本件において原告が問題とする、I C J 規程 3 2 条 8 にいう「手当」に「恩給」が含まれるか否かについての判断を示したものではないから、その判断は本件において参照価値のあるものではないなどと主張する。しかし、I C J 規程 3 2 条 7 は恩給について、同 8 は租税の免除の対象となる範囲について、いずれも元裁判官及び元書記を区別することなく定めていることからすれば、恩給に対する租税が免税の対象となるかについての解釈は、I C J の元裁判官であるか元書記であるかにより左右されるものではないというべきであるし、いずれの判決も、I C J 規程 3 2 条 7 に規定する「恩給」が同条 8 に規定する租税の免除の対象に含まれるか否かという本件と同一の争点に対する判断が示されたものであるから、これに参照価値がないなどとする原告の主張には理由がない。

5 なお、原告は、歴代の I C J 所長が、元 I C J 裁判官の受領する恩給を非課税とすべきである旨を示す書簡を発出しており、これに対して国連加盟国から何らの異議も述べられていないことをもって、当該書簡の内容が I C J 規程 3 2 条 8 の解釈において尊重されるべきであるなどと主張する。しかし、かかる I C J 所長の書簡は、I C J の判決や勧告的意見等と異なり、I C J が国連の主要な司法機関として I C J 規程 上明記された任務に従って I C J 規程の解釈を述べたものではなく、I C J 所長の個人的見解を述べたものにすぎない上、本件恩給に対する課税に関する問題については、書簡の発出者である I C J 裁判官に直接利害関係が生じていることも踏まえると、当該書簡は、我が国に対して何らの法的拘束力を有するものではない（我が国においてその内容に異議を述べていないのも、かかる理解の下に、特段異議を述べるべき内容ではないと判断したにすぎない。）から、当該書簡の存在のみをもって、I C J 規程 3 2 条を上記書簡で宣言された内容どおりに解釈すべきことの根拠とはならない。実際にも、上記書簡で示された宣言の内容に法的拘束力があるとの見解を示した国は、照会の限りなかった。

そして、上記書簡で示された内容が、I C J 規程 3 2 条、取り分け同条 7 及び 8 の文言解釈として合理性を欠くことは、前記 2 のとおりである。

(原告の主張)

1 我が国の居住者が過去に勤務していた国際機関から年金を受給する場合、当該国際機関に係る特権免除に関する条約等によって非課税とされているか又はそのように解されるのであれば、そ

の年金収入が非課税とされる。そして、このような場合としては、条約等に明示的な非課税規定がなくても、当該国際機関設立時における協議等において非課税とする旨の合意がされている場合がある。

また、所得税法基本通達121-5(2)によれば、在日大公使館又は在日外交官から給与等又は退職手当等の支払を受ける居住者については、国際慣例により源泉徴収をする義務がないものとされている。

これらの規定に照らせば、本件恩給が、上記のいずれかに該当する場合には、法律の規定を待たずに、本件恩給は非課税とされるべきことになる。

2 原告の受ける恩給は、ICJ規程32条7に基づくものであるところ、我が国は、国連憲章及びICJ規程を締結した当事国として、ICJ規程に拘束される立場にある。

さらに、ICJ規程は、条約法条約2条1(a)によりその対象となる「条約」に該当するから、条約法条約に基づき解釈されなければならない。そして、条約法条約は、文脈によりかつその趣旨及び目的に照らして与えられる用語の通常の意味に従い、誠実に解釈することとされ(31条1)、かつ、その解釈によっては意味があいまい又は不明確である場合には、解釈の補足的な手段、特に条約の準備作業及び条約の締結の際の事情に依拠することができるものとされる(32条1(a))。なお、国連憲章と不可分一体をなすICJ規程は、国連憲章におけるのと同様に、フランス語及び英語が等しく正文とされる(国連憲章92条、111条)。

そして、以下のとおりの根拠で、ICJ規程32条の各条項を、条約法条約に基づきその用語の通常の意味に従って解釈すれば、本件恩給が非課税となることは明らかである。

ア 同条7は、ICJの裁判官及び書記に対して支給される恩給につき、別途定められる規則に従う旨を定めた上で、同条8は、あえて同条7の直後に置かれた上で、「以上の(The above)」俸給、手当及び補償につき免税とする旨を定めている。かかる文脈に照らせば、同条8の定める免税の対象となる「俸給、手当及び補償」(以下「俸給等」という。)には、同条7の定める恩給が含まれると解するのが合理的である。

これに対し、被告は、同条7において使用されている「恩給」(フランス語原文では「pensions」、英語原文では「retirement pensions」という用語が、同条8においては直接そのまま使用されていないことをもって、同条8にいう「俸給、手当及び補償」に「恩給」は含まれない旨主張する。しかし、仮に被告のいうように、恩給がICJ規程32条8にいう「俸給、手当及び補償」と無関係であるとしたならば、ICJ規程の起草者としては、同条7を間に挟む形ではなく、同条6の直後に同条8を定めれば足りるにもかかわらず、これをしていないのは、起草者において、同条7にいう恩給も同条8の対象とするという意味を有していたことから、同条8の趣旨が同条7にも及ぶよう、あえて上記のような順序立てで規定を設けたものと解すべきである(実際、ICJ所長を6年にわたり務めた丁氏も、ICJ裁判官の司法権の独立性を担保するという重要な目的のため、意図的にICJ規程32条7の後に同条8を置くことが選択された旨述べている。)。被告の主張は、かかる起草者意思を考慮しない不合理なものである。

また、被告は、ICJ規程32条8のフランス語原文については、同条7を受けたことを前提とする「前記の」に当たる表現(above)は用いられていないなどとも主張するが、英語とフランス語では、語い、文法的コロケーション、文法構造等に差異がある以上、同一の意味を有する箇所の表現が異なることも当然に予定されていることであるから、上記のと

おり、あえて起草者が同条7の直後に同条8を設け、同条8の英語正文において「上記の (The above)」という文言を用いることで、恩給を免税とする意思を示しているとの解釈は揺らがない。

イ フランス語原文のICJ規程32条8は、免税の対象となる「手当」として、「a l l o c a t i o n s」という文言を用いているところ、その直前の同条7において、恩給が「支給される」(a l l o u é e s。これは、「手当」という用語の動詞形である「a l l o u e r」という単語の受身形の文言である。)と規定している。かかる同条7及び8の文言の共通性に照らしても、同条8に規定される免税の対象となる俸給等に、同条7に規定する恩給が含まれると解すべきである。

フランス語の解釈として、「恩給」を表す「p e n s i o n」が「手当」を表す「a l l o c a t i o n」と同義のものである(又は「p e n s i o n」が「a l l o c a t i o n」の一種である)ことは、仏仏辞典や欧州連合のホームページの記載等からも明らかであり、これに加えて、前記アのとおりICJ規程32条8が同条7の直後に置かれているという文脈も考慮すれば、ICJ規程32条8にいう「手当」(フランス語「a l l o c a t i o n s」、英語「a l l o w a n c e s」)の通常の意味に、同条7にいう「恩給」(フランス語「p e n s i o n s」、英語「r e t i r e m e n t p e n s i o n s」が含まれると合理的に解釈できる(なお、被告は、複数の辞書で「p e n s i o n」を「a l l o c a t i o n」又は「a l l o w a n c e」であるとの説明がされていないことから、「恩給」が「手当」に含まれないなどともいうが、原告は、多数の辞書のみならず法令やウェブサイトも参照して上記の主張をしており、編著者の意向等で様々な語い説明が考えられる一部の辞書の結果のみをもって原告の主張を論難するのは、かえって、「p e n s i o n」という用語の通常の意味の理解として不合理である)。

これに対し、被告は、ICJ規程32条7は「g i v e n」という表現を用いているところ、これと同条8において用いられる「手当」という単語(a l l o w a n c e)とは語源を共有する関係にないことなどを挙げて、上記主張が英語原文においては成り立たないことを根拠に、条文解釈として整合性を欠く旨主張するほか、フランス語原文において同条8が「a l l o c a t i o n s」、同条7の「a l l o u é e s」との単語をそれぞれ用いていることをもって「恩給」が「手当」に含まれる理由とする趣旨が不明であるなどと主張する。

しかし、前者については、前記アのとおり、英語とフランス語の差異に照らせば、同一の意味を有する箇所の表現が異なることは当然に予定されている。そして、起草者は、フランス語原文においては、ICJ規程32条8の「a l l o c a t i o n s」と同条7の「a l l o u é e s」という語源の共通する文言を用いることで、正文である英語とフランス語のいずれについても、恩給を非課税とする旨の意味を示していることは明らかである。また、後者については、ある単語とその派生形の単語が同一の文章の近接した場所において使用されている場合には、それらの意味上の指示対象が共通性を有すると理解するのは、言語解釈として極めて自然かつ合理的なものである。「趣旨が不明である」などと論難する被告の主張は、原告に対する反論になっていない。

さらに、被告は、「恩給」が「手当」に含まれるとするならば、ICJ規程32条5が「これらの俸給、手当及び補償は、総会が定めるものとし、任期中は減額してはならない。」と規定することにより、恩給についても総会で定めるとの趣旨は明らかになるにもかかわらず

ず、同条7で恩給の支給条件についても規則で定める旨定めていることとの整合性を欠くから、ICJ規程32条は、「手当」と「恩給」という文言を明確に区別していると解釈すべきであって、同条7にいう「恩給」は、同条8の「手当」には含まれないなどと主張する。しかし、ICJ規程32条5の英語原文は「These salaries, allowances, and compensation」と、フランス語原文は「Ces traitements, allocations et indemnités」と、いずれも指示形容詞を用いることで、同条5の対象は、同条1ないし同条4に定められたものに限定するとの趣旨を明確化している（その意味で、同条5にいう「手当」には、同条7の「恩給」が含まれないことは文理上明らかである）のに対し、同条8の英語原文は、「The above」という表現により、その対象が同条1ないし7の全てであることを明確にしている。以上のとおり、ICJ規程32条5にいう「これらの俸給、手当及び補償」の文脈での「手当」と、同条8にいう「以上の俸給、手当及び補償」の文脈での「手当」とは、その対象が異なるものと解さざるを得ない。したがって、この点を無視した被告の主張は、英語及びフランス語の基本文法を理解しない誤ったものである。

ウ 前記ア及びイのようなICJ規程32条7及び同条8の解釈が正当であることは、他の国際裁判所規程との比較によっても裏付けられている。すなわち、ITLOS特権・免除協定11条3や国際刑事裁判所の特権及び免除に関する協定15条7等では、裁判官及び書記その他の職員に支払われる恩給（pensions）又は年金（annuities）につき免税の義務がないことを明示的に定めているところ、これは、同様の規定がない場合は、関連する規定の解釈上、条約の当事国について免税の義務があることを前提に、それを外す趣旨においてかかる規定を設けていると解するのが自然である。そして、ICJは、国連の中心的な司法機関として、他とは異なる特別かつ枢要な地位にあるがゆえに、その構成員たる裁判官の絶対的な独立性が極めて重要なものとの起草者意思から、ICJ規程には上記のような恩給を非免税とする規定が存在しない、すなわち、恩給についても免税とされるべきものとの前提に立っているものと解するのが相当である。

これに対し、被告は、一般論として国際機関の職員に任務遂行に必要な特権が認められるとしつつ、ICJ規程19条が当該特権の認められる期間を「裁判所の事務に従事する間」と規定していることなどを根拠に、ICJ規程32条8は恩給についても免税としたものではないなどと主張する。また、被告は、ITLOS規程を挙げて、当該「手当」に「恩給」が含まれているとすれば、その内容がITLOS特権・免除協定の内容と矛盾対立することになるなどとして、上記解釈が不合理であるなどともいう。

しかし、前者については飽くまで一般論であるし、ICJ規程19条も、飽くまでICJ裁判官が享受する外交官特権の一般的規定にすぎず、個別具体的な特権や免除の内容まで定めたものではない。本件で問題となる恩給の受給の具体的内容は、これに特化するICJ規程32条の解釈に従った取扱いがされるべきであり、それによれば恩給が非課税となるべきことは明らかである。なお、ICJ規程は、前記ア及びイのとおり、その文言において明確に起草者による免税の意思が表れているものであり、その点が何ら明らかでないITLOS規程とは事案を異にするから、両者の解釈に異なる部分があっても不自然な点はない。

3 ICJ裁判官の受領する恩給が非課税であることにつき、歴代のICJ所長も一貫した意見を表明している。すなわち、C所長は、1959年4月3日付けの書簡において、前記2のア及び

イと同様の理由等に基づき、I C J 裁判官の受給する恩給は非課税として扱われなければならない旨を明らかにしており、当該解釈を支持する内容の書簡が、その時々 I C J 所長からそれぞれ継続的に発出されている。直近では、2020年に、D所長において、同内容の書簡、すなわち、I C J 規程32条8の解釈として、I C J 裁判官の受領する恩給を非課税と扱われなければならないことを確認する内容の書簡が発出されている。

前記のとおり、I C J は、国際法に従い、国家から付託された国家間の紛争を解決し、正当な権限を与えられた国連の主要機関及び専門機関等から諮問された法律問題について勧告的意見を与えるという非常に重要な役割を有する国際司法機関であるところ、かかる役割の中には、その性質上当然に、条約法条約の定める「条約」の解釈権能が含まれる。そして、I C J 規程2条において、I C J を構成する裁判官は「徳望が高く、且つ、各自の国で最高の司法官に任ぜられるのに必要な資格を有する者又は国際法に有能の名のある法律家」であることが必須の要件とされているところ、その所長ともなれば、その能力は、その時々における最高水準のものであるのは明らかであることに加え、I C J 規程はI C J にとって最も重要かつ基本的な規定であって、その内容及び運用に最も通暁しているのは当然ながらI C J 裁判官であることにも照らせば、上記I C J 所長の発出した書簡は、条約等（取り分けI C J 規程）についてのI C J の権威ある解釈が対外的に提示されたものと評価されるべきであり、I C J 規程の解釈に当たっては、その内容も十分に尊重されなければならない。そして、このように継続的に発出された書簡について国連加盟国から何らの異議も述べられていないことからすれば、上記各書簡において示された解釈が、その内容面においても、I C J 規程32条の解釈として正当かつ合理的であることを示している。

被告は、I C J 所長が発出した書簡は、我が国におけるI C J 規程の解釈に影響を及ぼすものではないなどと主張するが、I C J 規程が引退したI C J 裁判官の居住国の国内法や判決についてどのように適用されるかについてI C J 又は関係国の訴えに基づき審理する裁判所等の審理機関が存在しないこと、そもそもI C J 所長にはI C J の活動を指揮しその運営を監督する権限が与えられていることなどからすれば、I C J 規程の権威ある解釈を行うのは、一義的にはI C J であり、I C J の当事国は、それに拘束されるという推定が働く。

- 4 そして、実際にも、I C J の元裁判官が受領する恩給については、1946年から1955年にかけてI C J 裁判官の地位にあった丙が受給していた恩給について内国歳入庁の課税の手続が撤回されたという出来事がある。以降、英国内では、一貫して課税を免除とする実務が確立している（なお、当該実務の際に参照されたのは、1974年枢密院命令の前身である「外交特権（国際連合と国際司法裁判所）に関する枢密院命令1947年」（以下「1947年枢密院命令」という。）14項における、I C J 裁判官が裁判官として受給する全ての報酬につき租税を免除する旨の規定であるところ、1947年枢密院命令の付属文書2も参照すれば、同特権がI C J 規程32条の解釈を基礎とするものであることは明らかである。）。少なくとも、I C J 規程の正文であるフランス語を母国語とする国の扱いに価値があるものとしてこれを参照するというのであれば、フランス語と同様、英語を母国語とする英国におけるかかる取扱いも等しく尊重した上で、我が国における解釈を決すべきである。

これに対し、被告は、フランス及びオランダにおいてI C J の元書記の恩給に対する課税が問題となった事案における裁判例を挙げて、I C J 裁判官及び書記に支給される恩給がI C J 規程32条8に含まれるとの国際的な慣行は存在しないなどと主張する。しかし、我が国の司法判断が外国の判断により拘束ないし制限されることなどあり得ないのは当然であるが、この点をおく

としても、当該各裁判例は、いずれも I C J の元裁判官ではなく書記についてのものであるから、参照価値を欠く。さらに、その内容面においても、個別の訴訟における司法判断は、飽くまで当事者の具体的な主張立証に基づき下されるものであるところ、フランスの裁判例は、本件で問題となっている、I C J 規程 3 2 条の「用語の通常の意味」及び「文脈」に基づく解釈として、同条 8 に「恩給」が含まれるかという点に一切触れておらず、かつ、I C J 所長の書簡には触れているものの、本件訴訟で原告が提出したような著名な国際法学者の意見を解釈の参考とした形跡は何ら見られない。また、オランダの裁判例は、「俸給 (salarie)」という文言の通常の意味に「恩給」が含まれるかを判断したものにとすぎず、「手当」という文言の通常の意味に「恩給」が含まれるかが争点となっている本件とは設定された問題自体が大きく異なっている。したがって、これらの裁判例は、本件との関係では参照価値を有しない。

- 5 また、I C J 規程 3 2 条について上記 3 のア及びイのとおり解釈すべきことは、P I C J 規程 3 2 条の規定及び本件で問題となる I C J 規程 3 2 条 8 の起源となる条文が挿入された P I C J 規程の 1 9 2 9 年改正前後における国際連盟及び監督委員会内の議論状況からしても明らかである。

すなわち、1 9 2 9 年改正は締結国の不足を理由として 1 9 3 6 年 2 月 1 日に至るまで発効していなかったところ、1 9 3 0 年 9 月 2 5 日に開催された国際連盟総会において、乙氏が、恩給の課税取扱いについての正式裁定を待つ間、この一節に示された一般的原則が遵守されると確信する旨の意見を述べ、総会議長も当該乙氏の発言をしかるべく留意する旨付言している。かかる経緯に照らせば、1 9 2 9 年改正を主導した第一委員会は、恩給の取扱いに関心を向けた上で、P I C J 裁判官の「全ての俸給及び手当は免除されるべき」との一般的原則が恩給にも妥当すべきであるとの意見を有し、それが国際連盟総会においても採択されたものと解することができる。そして、1 9 2 9 年改正において設けられた P I C J 規程 3 2 条 8 も、I C J 規程と同様、恩給について規定する同条 7 の直後に置かれ、かつ、「The above」との表現を使用している。これと上記の 1 9 2 9 年改正前後の乙氏の発言等を併せ考慮すれば、1 9 2 9 年改正も、恩給を免税の対象に含めるべきものとの意思の表れであると解するのが相当である。

これに対し、被告は、1 9 2 9 年改正において、恩給に関する規定が P I C J 規程 3 2 条 7 に、免税に関する規定が同条 8 に設けられたのは、裁判官及び書記の俸給等について定める同条 6 までの規定に続けて、裁判官及び書記に対する俸給を定める同条 7 を設け、従前は存在しなかった免税に関する規定は最後に追加しただけにとすぎないと解するのが自然である旨主張する。しかし、仮に被告の主張するように、同条 8 にいう「手当」に「恩給」が含まれないとの解釈を明確にしたかったのであれば、むしろ同条 7 に免税に関する規定を設ける方が解釈上の紛れがなくなり合理的といえる。にもかかわらず、1 9 2 9 年改正があえて現在の I C J 規程と同様に免税に係る 3 2 条 8 を恩給について定める同条 7 の後に置いたのは、恩給を含む全ての給付を免税の対象に含めるとの起草者意思によるものと理解するよりほかない。

また、被告は、国際連盟の監督委員会が P I C J の元裁判官の受領する恩給について免税の理由はないとの明確な見解を有していたなどと主張し、それを根拠に、上記の 1 9 2 9 年改正における起草者意思を否定する。しかし、監督委員会は「技術的な機関」にとすぎず、1 9 2 9 年改正も、第一委員会の議論の結果が国際連盟総会により承認されるという手続を経て実施されたものであり、監督委員会はかかる手続に何ら実質的な寄与をしていない。さらに、被告が主張する、恩給につき免税とする必要はない旨の監督委員会の見解を明らかにした監督委員会報告書の該当

部分は、国際連盟総会において採択されてもいない。すなわち、監督委員会報告書は、時間の関係で議論されず一度差し戻されており、国際連盟総会において採択され、その総意となったのは、監督委員会が第四委員会に提出し、同委員会を経由して国連総会に上程された、翌1932年の監督委員会報告書の「結論」に含まれる内容のみであるところ、同年に監督委員会が提出した報告書には、監督委員会報告書における上記部分が、（第四委員会に）「提案」される内容にすら含まれている旨の記載は何もない。したがって、当該内容が第四委員会に提出され、その議案となったともいえないのである。以上からすれば、監督委員会報告書において示された見解に参照価値がないことは明らかである。

以上

別表 1 ～ 5 省略